

官民パートナーシップ方式による投資法

ベトナム社会主義共和国憲法に基づき；
国会は、官民パートナーシップ方式による投資法を公布する。

第 1 章 一般規定

第 1 条. 調整範囲

本法は、官民パートナーシップ方式による投資活動，国家管理，並びに官民パートナーシップ方式による投資活動に関連を有する機関，組織又は個人の権利，義務及び責務に関して規定する。

第 2 条. 適用対象

本法は、官民パートナーシップ方式による投資契約の各々の当事者，国家管理機関及び官民パートナーシップ方式による投資活動に関連する機関，組織又は個人に対して適用する。

第 3 条. 用語解説

本法において、以下の各々の用語は次のように解釈される；

1. 「プレ F/S 報告書」とは、官民パートナーシップ方式プロジェクト（以下、「PPP プロジェクト」という。）の必要性，実現可能性及び効果に関する予備調査内容をまとめた資料のことをいい、(本法第 4 条第 3 項に基づく)分権による権限を有する機関が投資方針を決定するための根拠となるものである。
2. 「F/S 報告書」とは、PPP プロジェクトの必要性，実現可能性及び効果に関する調査内容をまとめた資料のことをいい、(本法第 4 条第 3 項に基づく)分権による権限を有する機関がプロジェクトの承認をするための根拠となるものである。
3. 「入札保証」とは、投資家の入札責務を保証するため、投資家が実施する、入札応募締切終了時点より前に、デポジット，エスクロー，又はベトナムにおいて合法的に活動していた信用機関，外国銀行支店及び保険会社の保証のいずれかの措置のことをいう。
4. 「契約履行保証（パフォーマンスボンド）」とは、投資家及び PPP プロジェクト企業の契約履行責務を保証するため、PPP プロジェクト企業が実施するデポジット，エスクロー又はベトナムにおいて合法的に活動している信用機関，外国銀行支店及び保険会社の保証のいずれかの措置のことをいう。

5. 「貸し手（レンダー）」とは、PPP プロジェクト契約の履行のため、投資家及び PPP プロジェクト企業に資金を貸す組織又は個人のことをいう。

6. 「入札募集者」とは、権限を有する機関から投資家の選定を行う任務を割り当てられた、専門性と能力を有するユニットのことをいう。

7. 「ショートリスト」とは、公開入札により予備審査を合格した投資家のリスト、又は競争的交渉への参加を招待された投資家のリストのことをいう。

8. 「PPP プロジェクト企業」とは、PPP プロジェクト契約の締結及び履行を唯一の目的として、投資家によって設立された企業のことをいう。

9. 「PPP プロジェクト」とは、以下の活動のうち、一つ又それ以上の活動の実施を通じて、公共の製品／サービスを提供するための投資に関連する各々の提案の集合体のことをいう。

a) 施設／インフラシステムの建設、運転及び運営

b) 既設の施設／インフラシステムの改修、更新、拡張、近代化、運転及び運営；

c) 既設の施設／インフラシステムの運転及び経営。

10. 「官民パートナーシップ（Public Private Partnership）方式による投資（以下、「PPP 方式による投資」という。）」とは、民間投資家が PPP プロジェクトに参加することの関心を引きつけることを目指して、PPP プロジェクト契約の締結及び履行を通じて、国家と民間投資家の間で期限を有する協力を根拠にして実施される投資方式のことをいう。

11. 「PPP プロジェクト準備ユニット」とは、権限を有する機関に、プレ F/S 報告書及び F/S 報告書の立案及び関連するその他の任務の実施に係る任務を割り当てられたユニットのことをいう。

12. 「予備審査参加書類」とは、予備審査募集書類の要求に従って、投資家が立案し、入札募集者に提出される全ての資料のことをいう。

13. 「入札参加書類」とは、入札募集書類の要求に従って、投資家が立案し、入札募集者に提出される全ての資料のことをいう。

14. 「予備審査募集書類」とは、入札募集者がショートリストを選定するための根拠として、投資家に対する能力及び経験に関する要求に係る全ての資料のことをいう。

15. 「入札募集書類」とは、投資家の選定のために使用する全ての資料のことをいい、入札募集者が入札参加書類の評価を行い、プロジェクト実施要求を満たす投資家選定を目指す契約交渉を行うため、投資家が入札参加書類を準備するための根拠となるプロジェクト実施のための要求を含む。

16. 「PPP プロジェクト契約」とは、本法の規定に従って PPP プロジェクトを実施するための、投資家又は PPP プロジェクト企業に対する国家のコンセッションに関して、契約締結機関と投資家又は PPP プロジェクト企業との間での文書による合意のことをいい、以下の各々の契約の種類を含む：

- a) 建設-運営-移転契約 (Build-Operate-Transfer, 以下, 「BOT 契約」という。)
- b) 建設-移転-運営契約 (Build-Transfer-Operate, 以下, 「BTO 契約」という。)
- c) 建設-所有-運営契約 (Build-Own-Operate, 以下, 「BOO 契約」という。)
- d) 運営-管理契約 (Operate-Manage, 以下, 「O&M 契約」という。)
- d) 建設-移転-リース契約 (Operate-Transfer-Lease, 以下, 「BTL 契約」という。)
- e) 建設-リース-移転契約 (Build-Lease-Transfer, 以下, 「BLT 契約」という。)
- g) 本法第 45 条第 3 項の規定に従う混合契約

17. 「投資家選定」とは, 競争性, 公平性, 透明性及び経済効果を確保するとの原則の上で, PPP プロジェクト実施のために十分な能力, 経験及び可能な解決策を有する投資家の確定過程のことをいう。

18. 「PPP 投資家 (以下, 「投資家」という。)」とは, 法令の規定又は PPP 方式による投資活動に参加する多くの法人間での合併により設立された, 一つの独立した法人のことをいう。

19. 「国家資本金」は, 国家予算資金, 並びに国家予算の支出任務に属する投資支出及び経常支出のための合法的な収入源からの資本を含む。

第 4 条. PPP プロジェクトの投資分野, 規模及び分類

1. PPP 方式による投資分野は, 以下を含む :

- a) 交通運輸 ;
- b) グリッド, 発電所 (ただし, 水力発電所及び電法力の規定に従い国家が独占している場合を除く。)
- c) 灌漑; 上水供給; 下水及び廃水処理; 廃棄物処理;
- d) 医療; 教育・訓練;
- d) 情報技術インフラ,

2. PPP プロジェクトの投資額の最小規模は, 次のように規定される :

- a) 本条第 1 項 a 号, b 号, c 号及び d 号の規定における分野に属するプロジェクトに対しては, 2,000 億ドン以上 ; 投資に関する法令の規定により経済-社会条件に困難を有する地域及び経済-社会条件に特に困難を有する地域の場合, 1,000 億ドン以上 ;
- b) 本条第 1 項 d 号の規定における分野に属するプロジェクトに対しては, 1,000 億ドン以上 ;

c) 本項 a 号及び b 号における投資総額の最小規模に関する規定は、O&M 契約によるプロジェクトに対しては適用されない。

3. 投資方針決定権に従って分類される PPP プロジェクトは、以下を含む：

a) 国会による投資方針決定の権限に属するプロジェクト；

b) 政府首相による投資方針決定の権限に属するプロジェクト；

c) 本法第 5 条第 1 項に規定する大臣、中央機関の長、その他の機関の長による投資方針決定の権限に属するプロジェクト；

d) (地方政府の) 省レベルの人民評議会による投資方針決定の権限に属するプロジェクト。

4. 政府は、本条第 1 項における投資分野及び同条第 2 項におけるそれぞれの分野に対する投資総額の最小規模に関する詳細を規定する。

第 5 条.権限を有する機関及び PPP プロジェクト契約締結機関

1. 権限を有する機関は、以下を含む：

a) (中央政府の) 省、(中央政府の) 省レベルの機関、政府直轄機関、政治組織の中央機関、最高人民検察院、最高人民裁判所、国家会計検査院、国家主席府、国会事務局、ベトナム祖国戦線及び政治-社会組織の中央機関（以下、「(中央政府の) 省及び中央機関」という。）；

b) (地方政府の) 省レベルの人民委員会；

c) 政府又は政府首相によって設置され、国家予算に関する法令の規定に従い予算の見積もりを割り当てられた機関又は組織（以下、「その他の機関」という。）。

2. PPP プロジェクト契約締結機関は、以下を含む：

a) 本条第 1 項に規定する権限を有する機関；

b) 本条第 4 項の規定に従って、権限を有する機関から契約締結の権限を委任された機関又はユニット。

3. プロジェクトが本条第 1 項に規定する権限を有する機関の多くに属する場合、又は権限を有する機関を変更する場合、当該機関は、政府首相が一つの機関を権限を有する機関と任命することを決定するよう、(政府首相に) 報告する。

4. 権限を有する機関は、直属の機関又はユニットに対して、自らの権限に属する PPP プロジェクト契約締結機関となる権限を委任することができる。

第 6 条. PPP プロジェクト審査評議会

1. PPP プロジェクト審査評議会は、以下を含む：

a) 国家審査評議会は、国会が投資方針を決定した PPP プロジェクトのプレ F/S 報告書及び F/S 報告書を審査する任務を実施する；

b) 学際的審査評議会は、政府首相が投資方針を決定した PPP プロジェクトのプレ F/S 報告書及び F/S 報告書を審査する任務を実施する；

c) 基礎レベル審査評議会は、大臣、中央機関の長、その他の機関の長及び（地方政府の）省レベルの人民評議会が投資方針を決定した PPP プロジェクトのプレ F/S 報告書及び F/S 報告書を審査する任務を実施する。ただし、審査する任務が、本条第 3 項に規定する権限を有する機関の直属ユニットに割り当てられている場合を除く。

2. 政府首相は、計画投資大臣の提案を踏まえ、本条第 1 項 a 号及び b 号に規定する PPP プロジェクト審査評議会の設置を決定する。

3. プロジェクトの規模及び特徴を鑑み、大臣、中央機関の長、その他の機関の長及び（地方政府の）省レベルの人民委員長は、基礎レベル審査評議会の設置の決定、又は一つの直属ユニットに対する PPP プロジェクトのプレ F/S 報告書及び F/S 報告書に係る審査任務の割り当てを行う。

4. PPP プロジェクト審査評議会及び審査任務を実施する直属ユニットは、コンサルタントを雇うことが出来る。

5. 政府は本条に関する詳細を規定する。

第 7 条. PPP 方式による投資管理の原則

1. 戦略、国家経済-社会開発計画及び計画に関する法令の規定による関連マスタープランに合致すること。

2. PPP プロジェクトにおける国家資源の効果的な管理と利用を確保すること。

3. PPP プロジェクトの検査、調査、国家監査及び監督の実施が、投資家及び PPP プロジェクト企業の通常の投資及び運営活動の妨げとならないことを確保すること。

4. 公開性、透明性、公平性、持続的及び効果的な投資を確保すること。

5. 国家、投資家、利用者及びコミュニティ間の利益の調和を確保すること。

第 8 条. PPP 方式による投資に関する国家管理の内容

1. PPP 方式による投資に関する法規範文書の公布、広報、普及及び実施調整を行うこと。

2. PPP 方式による投資活動状況の総括、評価及び報告を行うこと。

3. PPP 方式による投資に関する法令の規定の実施に関する検査、調査及び監督を行うこと。

4. PPP 方式による投資活動に関連する不服申し立て、告訴及び違反処理を解決すること；投資家選定における提言を解決すること。

5. PPP 方式による投資に関する投資促進及び国際協力活動を調整し、実施すること。

6. PPP 方式による投資活動を実施する際、投資家及び PPP プロジェクト企業の提案に従い、手続きに関する障害をガイダンスし、支援し、解決すること。

第 9 条. PPP 方式による投資における公開性及び透明性

1. 国家入札ネットワークシステムにおいて公開される各々の情報は以下を含む：

a) PPP プロジェクトの投資方針決定、承認決定に関する情報；

b) 以下を含む投資家選定に関する情報：予備審査募集通知、入札募集通知、ショートリスト、投資家選定の結果；

c) 選定された投資家及び PPP プロジェクト企業に関する情報；

d) 以下を含む PPP プロジェクト契約の主な内容：投資総額；プロジェクトにおける資本構成；契約の種類；プロジェクト実施期間；公共の製品／サービスの価格・料金；料金徴収の形式及び場所（ある場合）及びその他の必要な情報；

d) 公共投資資金を利用する場合における PPP プロジェクトの公共投資資金決算の額；

e) PPP 方式による投資に関する法規範文書；

g) 投資家に関するデータベース

h) PPP 方式による投資に関する法的な不服申し立て、告訴、提言及び違反処理の解決に関する情報。

2. 国家入札ネットワークシステムでの公開に加え、本条第 1 項 a 号、b 号、c 号及び d 号に規定する情報は、権限を有する機関のホームページ（ある場合）に公開されなければならない。

3. 本条第 1 項に規定する情報は、その他の大衆情報手段（マスメディア）で掲載することが奨励される。

第 10 条. PPP 方式による投資において厳格に禁止されている行為

1. 以下の状況で PPP プロジェクトの投資方針を決定すること：戦略、マスタープラン及び計画に合致していない；国家資本金を使用することが要求されるプロジェクトに対して、PPP プロジェクトにおける国家資本金源を確定できない；本法の規定による権限、手順、手続きに正しく従っていない。

2. 以下の段階で PPP プロジェクトを承認すること；投資方針が未だ（決定してい）ない；投資方針に合致していない；本法の規定による権限、手順、手続きに正しく従っていない。

3. 権限を有する機関、契約締結機関がコンサルタント、投資家と共謀して PPP プロジェクトの投資方針決定又は承認を導いた結果として、以下を引き起こすこと：国の資産、財産又は国家資源を損失する；公民及びコミュニティの利益に損害を与える又は侵害する。

4. 投資家選定において公平性及び透明性を確保しない以下の行為を含む場合：

a) 入札募集者、権限を有する機関又は契約締結機関自らがプロジェクトに対する投資家の資格があるとして入札に参加する、又は、投資家が入札募集者、権限を有する機関又は契約締結機関の任務を実施すること。

b) 予備審査募集書類及び入札募集書類の立案に参加すると同時に（それらの書類の）審査に参加すること、同一のプロジェクトの入札参加書類の評価に参加すると同時に、投資家選定結果の審査に参加すること。

c) 投資家選定過程に直接参加又は投資家選定結果の専門家チーム及び審査チームに参加する入札募集者、権限を有する機関若しくは契約締結機関に属する個人であること、又は、実父、実母、義父（妻方）、義母（妻方）、義父（夫方）、義母（夫方）、妻若しくは夫、実子、養子、義理の娘、義理の息子、実の兄、実の姉、実の弟妹が入札参加者名であるプロジェクトに対する権限を有する機関、契約締結機関若しくは入札募集者の代表者又は入札に参加する投資家の法定代理人であること；

d) 権限を有する機関、契約締結機関、入札募集者が、自ら業務に従事していたことがある機関又は組織の業務に従事しなくなってから 12 ヶ月経過していないその機関又は組織のプロジェクトの入札に参加すること。

5. 投資家選定過程に関する以下の資料・情報を漏洩又は不正に受領すること。

a) 規定による発行前の予備審査募集書類又は入札募集書類の内容、ただし、予備審査募集書類又は入札募集書類の立案のためにプロジェクトが市場調査事前の投資家との協議を行わなければならない場合を除く；

b) 規定により公開される前の予備審査募集書類、入札募集書類、入札募集者の報告書、専門家チームの報告書、審査報告書、コンサルタントの報告書、投資家選定過程における関連専門機関の報告書、予備審査結果、投資家選定結果；

c) 法令の規定により国家機密を含むと確定された投資家選定過程におけるその他の資料。

6. 以下の各々の行為が含まれる入札結果となること。

a) 入札参加からの撤退、又は、一つ若しくはそれ以上の参加者が落札に合意する前に提出された入札参加の取下げに関する合意；

b) 一つ又はそれ以上の参加者が落札に合意するため、入札参加者のための一つ又は多くの入札参加書類準備者のための合意。

7. 本法及び PPP プロジェクト契約の規定に正しく従わない株式、投資資金、権利及び義務に係る財産を譲渡すること。

8. PPP プロジェクト契約に規定された場合以外の公共の製品／サービスの供給を停止すること。

9. PPP 方式による投資活動において、賄賂を贈り、受領し、又は仲介すること。

10. 以下のことで職務及び権限を利用すること：PPP プロジェクトにおける国家資本金の管理及び利用において、略奪、利益のみの追求及び汚職をすること；PPP プロジェクト手続きにおいて非合法に干渉すること。

11. PPP 方式による投資活動において、以下のような行為を含む詐欺をすること：

a) 不正な利益を得たり、いずれかの義務を不意に回避するために、投資方針決定、PPP プロジェクト承認決定、投資家選定及び PPP プロジェクト実施展開における関連情報、書類及び資料の偽造又は改ざん；

b) 投資方針、承認された PPP プロジェクト、投資選定結果、検査・調査・監督・監査結果、公共投資資金決算結果及び PPP プロジェクト契約清算を改ざんし、忠実でなく、客観的でない情報を意図的に提供すること；

c) 不正な利益を得るために、PPP プロジェクトの営業収益に関するデータを改ざんし、忠実でなく、客観的でない情報を意図的に提供すること。

12. PPP 方式による投資に関する法令違反の発見及び処理行為を妨害すること。

第 11 条. PPP プロジェクトの手続き

1. 本条第 2 項の規定の場合を除き、PPP プロジェクトの手続きは以下のように規定される：

a) プレ F/S 報告書の立案及び審査、投資決定の方針並びにプロジェクトの公表；

b) F/S 報告書の立案及び審査、並びにプロジェクトの承認；

c) 投資家の選定；

d) PPP プロジェクト企業の設立及び PPP プロジェクト契約の締結；

d) PPP プロジェクト契約の実施展開。

2. 高度技術（ハイテク）に関する法令の規定に従って優先的に投資・開発された高度技術（ハイテク）リストに掲載されている高度技術（ハイテク）を応用し、又は技術移転に関する法令の規定に従い新技術を応用した PPP プロジェクトに対しては、PPP プロジェクト手続きは以下のように規定される：

a) プレ F/S 報告書の立案及び審査、投資決定の方針並びにプロジェクトの公表；

b) 投資家の選定；

c) 選定された投資家による F/S 報告書の立案；

d) F/S 報告書の審査, プロジェクトの承認 ;

d) 本条第 1 項 d 号及び d 号の規定の実施。

3. PPP プロジェクトが建築設計を選定しなければならない場合, 選定の実施は本条第 1 項又は第 2 項に規定する投資方針決定において検討及び承認される。建築設計の選定は, 建築に関する法令の規定に従って実施する。

4. PPP プロジェクトへの移行が検討されている公共投資計画に属するプロジェクトは, 本条第 1 項又は第 2 項に規定する手続きに従って実施する。

5. 政府は, PPP プロジェクト手続きにおける各々の内容の詳細を規定する。

第 2 章

PPP プロジェクトの準備

第 1 節

権限を有する機関が立案する PPP プロジェクト

第 12 条. PPP プロジェクトの投資方針決定の権限

1. 国会は, 以下の基準のいずれか一つに該当する PPP プロジェクトの投資方針を決定する :

a) 10 兆ドン以上の公共投資資金を利用する ;

b) 環境に大きな影響を与える, 又は潜在的に環境に重大な影響を与える可能性のあるもので, 以下を含む : 原子力発電所 ; 50 ヘクタール以上の特殊用途林, 源流保護林及び国境保護林, 風と砂を防護するための保護林, 500 ヘクタール以上の波や海の侵入に対する保護林, 1,000 ヘクタール以上の生産林の利用目的の変更が必要な土地を利用する ;

c) 500 ヘクタール以上の規模の 2 作物以上の湿式稲作土地の利用目的の変更が必要な土地を使用する。

d) 山岳地帯では 20,000 人以上, その他の地域では 50,000 人以上の移住及び再定住。

d) 特別なメカニズムと政策の適用を必要とするプロジェクトは, 国会によって決定されなければならない。

2. 本条第 1 項に規定するプロジェクトを除き, 政府首相は, 以下の基準のいずれか一つに該当する PPP プロジェクトの投資方針を決定する :

a) 山岳地帯では 10,000 人以上, その他の地域では 20,000 人以上の移住及び再定住。

b) 省庁及び中央機関が管理する中央予算の資金を利用し, 公共投資法の規定によるグループ A プロジェクトに相当する総投資額を有するプロジェクト, ODA 資金及び外国支援の譲許的融資を利用するプロジェクト ;

c) 新規建設投資事業：空港及び飛行場；空港及び飛行場の滑走路；国際空港のターミナル；年間 100 万トン以上の貨物総取扱量の空港及び飛行場の貨物ターミナル；

d) 新規建設投資事業：特別な港湾に属する港湾地域；公共投資法の規定によるグループ A プロジェクトに相当する総投資額を有する第 1 級港湾に属する埠頭と港湾地域。

3. 大臣、中央政府機関又はその他の機関の長は、本条第 1 項及び第 2 項に規定するプロジェクトを除き、その管理下にある PPP プロジェクトの投資方針を決定する。

4. (地方政府の) 省レベルの人民評議会は、本条第 1 項及び第 2 項に規定するプロジェクトを除き、その地域の管理下にある PPP プロジェクトの投資方針を決定する。

5. PPP プロジェクトの投資方針を調整する場合、PPP プロジェクトの投資方針の調整を決定する権限は、本法第 18 条第 2 項の規定に従って実施する。

第 13 条. PPP プロジェクトの投資方針決定の手順

1. 国会の権限に属する PPP プロジェクトの投資方針決定の手順は、以下のように規定する：

a) PPP プロジェクト準備ユニットは、権限を有する機関のための根拠となるプレ F/S 報告書を立案し、政府に提出すると同時に、計画投資省に送付する；

b) 計画投資大臣は、政府首相に国家審査評議会の設置を提案する；

c) 国家審査評議会は、プレ F/S 報告書を審査する。プロジェクトが公共投資資金を使用する場合、資金源が公共投資に関する法令の規定による資金と均衡がとれていることを審査すること。

d) 政府は、書類を完全に整え、国会が検討し決定するよう、(国会に) 提出する；

d) 国会の機関は、政府により提出された書類を審査する；

e) 国会は、プロジェクトの投資方針に関して検討し、決議する。

2. 政府首相の権限に属する PPP プロジェクトの投資方針決定の手順は、以下のように規定する：

a) PPP プロジェクト準備ユニットは、権限を有する機関のための根拠となるプレ F/S 報告書を立案し、計画投資省に送付する；

b) 計画投資大臣は、政府首相に学際的審査評議会の設置を提案する；

c) 学際的審査評議会は、プレ F/S 報告書を審査する；

d) 計画投資省は、PPP プロジェクトが中央予算資金源を使用する場合において、公共投資に関する法令の規定に従い、資金源と中央予算資金源との均衡がとれていることを審査することを指導し、学際的審査評議会に送付する；

d) 地域における公共投資管理専門機関は、PPP プロジェクトが地域予算資金源を使用する場合において、公共投資に関する法令の規定に従い、資金源と地域予算資金源との均衡がとれていることを審査することを指導し、学際的審査評議会に送付する；

e) 学際的審査評議会は、審査報告書を完成させ、権限を有する機関に送付する；

g) 権限を有する機関は、書類を完全に整え、政府首相が検討し決定するよう、（政府首相に）提出する、；

h) 政府首相は、プロジェクトの投資方針を決定する。

3. 大臣、中央機関又はその他の機関の長の権限に属する PPP プロジェクトの投資方針決定の手順は、以下のように規定する：

a) PPP プロジェクト準備ユニットは、根拠となるプレ F/S 報告書を立案し、大臣、中央機関又はその他の機関の長が検討し決定するよう、（大臣、中央機関又はその他の機関の長に）送付する；

b) 基礎レベル審査評議会又は任務を割り当てられたユニットは、プレ F/S 報告書を審査する；

c) （中央政府の）省、中央機関又はその他の機関に属する公共投資管理専門機関は、PPP プロジェクトが公共投資資金を使用する場合において、公共投資に関する法令の規定に従い、資金源と公共投資資金との均衡がとれていることを審査することを指導し、基礎レベル審査評議会又は審査の任務を割り当てられたユニットに送付する；

d) 基礎レベル審査評議会又は審査の任務を割り当てられたユニットは、審査報告書を完成させ、PPP プロジェクト準備ユニットに送付する；

d) PPP プロジェクト準備ユニットは、書類を完全に整え、大臣、中央機関又はその他の機関の長が検討し決定するよう、（大臣、中央機関又はその他の機関の長に）提出する、；

e) 大臣、中央機関又はその他の機関の長は、プロジェクトの投資方針を決定する。

4. （地方政府の）省レベルの人民評議会の権限に属する PPP プロジェクトの投資方針決定の手順は、以下のように規定する：

a) PPP プロジェクト準備ユニットは、プレ F/S 報告書を立案し、（地方政府の）省レベルの人民評議会に提出する；

b) 基礎レベル審査評議会又は任務を割り当てられたユニットは、プレ F/S 報告書を審査する；

c) 地域における公共投資管理専門機関は、PPP プロジェクトが公共投資資金を使用する場合において、公共投資に関する法令の規定に従い、資金源と公共投資資金との均衡がとれていることを審査することを指導し、基礎レベル審査評議会又は審査の任務を割り当てられたユニットに送付する；

d) 基礎レベル審査評議会又は審査の任務を割り当てられたユニットは、審査報告書を完成させ、PPP プロジェクト準備ユニットに送付する；

d) PPP プロジェクト準備ユニットは、（地方レベルの）省の人民委員会のための根拠となる書類を完全に整え、（地方政府の）省の人民評議会は検討し決定するよう、（（地方政府の）省の人民評議会に）提出する；

e) （地方政府の）省の人民評議会は、プロジェクトの投資方針を決定する。

5. 経常支出資金源及び国家機関の経常支出のための合法的な収入源を使用する PPP プロジェクト、又は PPP プロジェクト企業に支払い、国家予算予備費を使用して歳入削減を行うために設置された公共事業ユニットに対し、全てのレベルの財政機関は国家予算に関する法令の規定に従って予算のバランス能力を審査し、PPP プロジェクト審査評議会又は総合的な審査の任務を割り当てられたユニットに送付し、（本法第 4 条第 3 項に基づく）分権による権限を有する機関に投資方針決定を提出する。

第 14 条. プロジェクトの選定及び PPP プロジェクトのプレ F/S 報告書の立案

1. PPP 方式による投資のためのプロジェクト選定の条件は以下を含む：

- a) 投資が必要不可欠であること；
- b) 本法第 4 条第 1 項に規定する分野に属するとともに、本法第 4 条第 2 項に規定する投資額の最小規模を満たすこと；
- c) 投資方針決定又は投資承認決定を有する PPP プロジェクトと重複しないこと；
- d) その他の投資形式と比較して優位であること；
- d) 国家資本金を利用する要求がある場合において、国家資本金を配分する能力を有すること；

2. プレ F/S 報告書の立案根拠には、以下を含む；

- a) 戦略、国家経済-社会開発計画及び計画に関する法令の規定に従った関連するマスタープラン；
- b) 本法の規定、プロジェクトの投資分野に関連する法令のその他の規定；
- c) 関連するその他の法的文書。

3. プレ F/S 報告書に含まれる主要な内容は以下のとおり：

- a) 投資の必要性；その他の投資形式と比較して、PPP 方式による投資が優位であること；プロジェクト領域内のコミュニティ及び居住者に対する、PPP 方式によるプロジェクト実施による影響；
- b) 目的；予定される規模、場所、プロジェクト実施期間、土地及びその他の資源の利用需要；
- c) 建設工事を有するプロジェクトに対する建設に関する法令の規定による基本設計提案、建設工事を有しないプロジェクトに対する関連するその他の法令の規定による基本設計提案；技術及びテクノロジーの提案に関する概要説明；プロジェクトコンポーネントの分割の概要（ある場合）；

d) プロジェクトの経済-社会効果の一次評価；公共投資プロジェクトと同様の環境保護に関する法令の規定に従った環境影響の一次評価；

d) 一次総投資額；プロジェクトの財政スキームの一次評価；プロジェクトにおける国家資本金利用予定（ある場合）；BTL 契約及び BLT 契約が適用されるプロジェクトの投資家に対する決算方式案；

e) PPP プロジェクト契約の種類と予定；各々の優遇及び投資保証の方法；営業収益の減少分の配分メカニズム。

第 15 条. PPP プロジェクトのプレ F/S 報告書の審査

1. プレ F/S 報告書の審査書類は以下を含む：

- a) 審査要請書
- b) 投資方針決定を要請する意見書の草案；
- c) プレ F/S 報告書
- d) プロジェクトに関連するその他の法的文書。

2. プレ F/S 報告書の審査は、主に以下の内容を含む。

a) 本法第 14 条第 1 項に規定する PPP 方式による投資のためのプロジェクト選定条件への適合性；

b) 本法第 14 条第 2 項に規定するプレ F/S 報告書の立案根拠への適合性；

c) 投資効果；投資家のための資金回収の可能性；

d) PPP プロジェクト契約の種類への適合性；

d) 営業収益の減少分の配分メカニズム；

e) 国家資本金を使用する PPP プロジェクトに対する資金源及び資金バランスの可能性。

第 16 条. PPP プロジェクトの投資方針決定を要請する書類

1. 投資方針決定を要請する意見書。

2. 投資方針決定草案。

3. プレ F/S 報告書。

4. プレ F/S 報告書審査報告書；国会が投資方針を決定するプロジェクトに関しては審査報告書。

5. プロジェクトに関連するその他の法的文書。

第 17 条. PPP プロジェクトの投資方針決定の内容

1. 投資方針決定は、主に以下の内容を含む：

a) プロジェクトの名称；

b) 権限を有する機関の名称；

c) 目的；予定される規模，場所，プロジェクト実施期間，土地及びその他の資源の利用需要；

d) 予定される PPP プロジェクト契約の種類；

d) 総投資額概算；財政スキーム概要；プロジェクトの資金源の構成，利用者から直接費用を徴収するメカニズムを適用するプロジェクトに対する公共の製品／サービスに予定される価格・料金；

e) 投資を確保するメカニズム，営業収益の減少分の配分メカニズム。

2. 本条第 1 項の規定の他，高度技術（ハイテク）及び新技術を応用するプロジェクトに対し，投資方針決定の内容は，入札募集者の名称，投資家選択の方法及び投資家選択実施時期も含む。

第 18 条. PPP プロジェクトの投資方針の調整

1. PPP プロジェクトの投資方針は，以下のような場合において，目的，場所，規模又は PPP プロジェクト契約の種類の変更，PPP プロジェクトにおける 10%以上の投資総額の増加又は国家資本金の増加があった時に調整される：

a) プロジェクトが不可抗力の出来事の影響を受ける；

b) 関連するマスタープラン，政策又は法令が変更される；

c) F/S 報告書を調整する時。

2. PPP プロジェクトの投資方針を決定する（本法第 4 条第 3 項に基づく）分権による権限を有する機関は，プロジェクト投資方針の調整を決定する機関であるとともに，自ら決定する責務を有する。

3. （本法第 4 条第 3 項に基づく）分権による権限を有する機関に対して PPP プロジェクトの投資方針の調整の決定を申請する手順は，調整内容に対する本法第 13 条の規定に従って実施される。

4. 投資方針の調整書類は以下を含む：

a) 投資方針の調整を要請する意見書；

b) プレ F/S 報告書の調整内容；

c) 審査報告書，プレ F/S 報告書の調整内容の審査報告書；

d) プロジェクトに関連するその他の法的文書。

第 19 条. PPP プロジェクト F/S 報告書の内容

1. PPP プロジェクト準備ユニットは，投資方針決定に基づき，F/S 報告書を立案する。

2. F/S 報告書は主に以下の内容を含む：

a) 投資の必要性；その他の投資形式と比較して，PPP 方式による投資が優位であるこ

と；プロジェクトを実施する場所の（地方政府の）省レベルの人民評議会，人民委員会及びベトナム祖国戦線，並びに投資分野に関連する職業組合の意見がある時に，PPP 方式によるプロジェクトの実施による影響に関する受領した当該意見への対応結果；

b) 戦略，国家の経済-社会開発計画及びマスタープランに関する法令の規定による関連マスタープランに対するプロジェクトの適合性；

c) 目的；規模；場所；土地及びその他の資源の利用需要；

d) 進捗状況；プロジェクト実施期間は契約期限，建設工事を有するプロジェクトについては建設・工事期間を含む；

d) 施設／インフラシステム又は公共の製品／サービスに関する技術，テクノロジーの方法及び品質基準に関する要件の説明；建設に関する法令及びその他の関連する法令の規定による設計資料；各々のプロジェクトコンポーネントとの関係（ある場合）；

e) PPP プロジェクト契約の種類；プロジェクトのリスク分析及びリスク管理方法；

g) 優遇，投資保証及び営業収益の減少分の配分メカニズムの各々の方法；

h) 投資総額；プロジェクトの財政スキーム；予定されるプロジェクトにおける国家資本金並びにそれに応じる管理及び利用方法（ある場合）；投資家及び貸し手（レンダー）の関心調査結果（ある場合）；プロジェクトを実施するための資金調達可能性；管理，運営又は公共の製品／サービス供給を実施する施策；

i) プロジェクトの経済-社会効果；環境保護に関する法令の規定による環境影響評価報告書。

第 20 条. PPP プロジェクトの F/S 報告書の審査書類及び内容

1. F/S 報告書の審査書類は以下を含む：

a) 審査要請書；

b) プロジェクト承認決定を要請する意見書案；

c) F/S 報告書；

d) 投資方針決定；

d) プロジェクトに関連するその他の法的文書。

2. F/S 報告書の審査は主に以下の内容を含む：

a) 法的根拠への適合性；

b) 投資の必要性；

c) 施設／インフラシステム又は公共の製品／サービスに関する技術，テクノロジーの方法及び品質基準に関する要件への適合性。設計，技術，テクノロジー及び品質基準書類の内容の審査は，建設に関する法令及び関連するその他の法令の規定により実施される；

- d) PPP プロジェクト契約の種類適合性；
- d) 財政に関する実現可能性；管理及び運営の実施又は公共の製品／サービスの供給に係る施策；
- e) 経済-社会効果。

第 21 条. PPP プロジェクトの承認権限

1. 政府首相は、本法第 12 条第 1 項に規定するプロジェクトを承認する。
2. 大臣、中央機関又はその他の機関の長は、本法第 12 条第 2 項及び第 3 項に規定する、その管理下にあるプロジェクトを承認する。
3. (地方政府の) 省レベルの人民委員長は、本法第 12 条第 2 項及び第 4 項に規定する、その管理下にあるプロジェクトを承認する。

第 22 条. PPP プロジェクト承認を要請する書類

1. プロジェクト承認を要請する意見書。
2. プロジェクト承認決定案。
3. F/S 報告書。
4. F/S 報告書審査書類。
5. 投資方針決定。
6. プロジェクトに関連するその他の法的文書。

第 23 条. PPP プロジェクト承認決定の内容

PPP プロジェクト承認決定は主に以下の内容を含む：

1. プロジェクトの名称；
2. 契約締結機関の名称；
3. 目的；規模；場所；プロジェクト実施期間；土地及びその他の資源の利用需要；
4. PPP プロジェクト契約の種類；
5. 投資総額；プロジェクトの資金源の構成；利用者から直接費用を徴収するメカニズムを通じた契約の種類を適用するプロジェクトに対するプロジェクトの公共の製品／サービスの価格・料金；
6. 本法第 17 条第 2 項に規定する場合を除き、入札募集者の名称、投資家選定の方法、投資家選定実施期間。

第 24 条. PPP プロジェクトの調整

1. F/S 報告書は以下の場合において調整される：
 - a) プロジェクトが不可抗力の出来事の影響を受ける；
 - b) プロジェクトの財政及び経済-社会に関してより高い効果をもたらす(新たな)要素の発生；

c) 関係するマスタープラン、政策又は法令の変更によって、プロジェクトの目的、場所及び規模に直接影響を与える；

d) プロジェクトを実施する投資家を選定できない。

2. F/S 報告書の調整により、目的、場所、規模及び PPP プロジェクト契約の種類の変更、又は PPP プロジェクトにおける 10%以上の投資総額の増加又は国家資本金の増加が引き起こされる場合、(本法第 4 条第 3 項に基づく) 分権による権限を有する機関にプロジェクトの調整の承認決定を申請する前に、投資方針調整の決定手順及び手続きを実施しなければならない。

3. PPP プロジェクトの調整の審査、審査手順及び承認は、調整内容に対する本法第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条及び第 23 条の規定により実施する。

4. プロジェクトの調整書類は以下を含む：

a) プロジェクトの調整の承認を要請する意見書；

b) プロジェクトの調整の承認決定案；

c) F/S 報告書の調整内容の審査報告書；

d) プロジェクトに関連するその他の法的文書。

第 25 条. PPP プロジェクトの情報の公表

1. 投資方針決定、投資方針の調整の決定(ある場合)、プロジェクト承認決定、プロジェクトの調整の承認決定(ある場合)が発効してから 10 日以内に、権限を有する機関は、本条第 2 項に規定するプロジェクトの情報の公表を実施する。

2. 公表されるプロジェクトの情報は以下を含む：

a) 投資方針決定、投資方針の調整の決定(ある場合)；

b) プロジェクト承認決定、プロジェクトの調整の承認決定(ある場合)；

c) 権限を有する機関、契約締結機関及び入札募集者の住所・連絡先に関する情報。

第 2 節

投資家が提案する PPP プロジェクト

第 26 条. 投資家が提案する PPP プロジェクトに対する要件

1. 投資家が提案する PPP プロジェクトは、以下の要件を満たさなければならない：

a) 本法第 14 条第 1 項 a 号、b 号、c 号及び d 号に規定する PPP 方式による投資のためのプロジェクト選定の要件との適合性；

b) 権限を有する機関がプレ F/S 報告書の立案を実施している又はその他の投資家がプレ F/S 報告書を立案することを同意した PPP プロジェクトと重複していないこと；

c) 戦略、国家の経済-社会開発計画及びマスタープランに関する法令の規定による関連マスタープランに対するプロジェクトに適合していること。

2. 投資家が提案する PPP プロジェクトは、本法第 37 条及び第 38 条の規定に従って、公開入札又は競争的交渉を実施しなければならない。

第 27 条. 投資家が提案する PPP プロジェクトの準備手順

1. プロジェクト提案書類立案手順は以下のとおり実施される：

a) 投資家は、権限を有する機関に PPP プロジェクト実施提案文書を送付する；権限を有する機関が確定していない場合は、PPP 方式による投資に関する国家管理機関に送付する；

b) 権限を有する機関は、投資家がプレ F/S 報告書を立案することの同意又は不同意を検討し、文書でもって回答する。承認文書の内容は、権限を有する機関に属する組織又はユニットとの連携方式、投資家のプロジェクト提案書類の提出期限及び関連するその他の内容を含む；承認しない場合は、明確にその理由を指摘する；

c) 権限を有する機関に同意された場合は、投資家が立案するプロジェクトの提案書類は以下を含む：プレ F/S 報告書、投資家の法的資格、能力及び経験に関する書類；

d) 投資家はプロジェクト提案書類を、権限を有する機関に送付する；

d) プロジェクト提案書類が合意されない場合、投資家は全てのコスト及びリスクを負う。

2. 投資家が提案するプロジェクトは、本法第 6 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条及び第 17 条の規定に従って、投資方針の審査及び承認が実施される。

3. F/S 報告書の立案及び審査並びにプロジェクト承認手続きは、以下のとおり実施される：

a) 投資家は、本法第 19 条の規定に従って、F/S 報告書の立案を実施する；

b) 投資家によって立案された F/S 報告書は、本法第 20 条の規定に従って審査が実施される；

c) プロジェクトは、本法第 21 条、第 22 条及び第 23 条の規定に従って承認される；

d) プロジェクトが承認されない場合、投資家は全ての費用及びリスクを負う。

4. プロジェクトの公表手続きは、以下のよう実施される：

a) 投資家が提案するプロジェクトが、(本法第 4 条第 3 項に基づく) 分権による権限を有する機関によって投資方針が決定され、プロジェクトが承認された場合、権限を有する機関は、本法第 25 条の規定に従った情報とプロジェクトを提案した投資家の名称の公表を実施する；

b) 知的財産権，技術・企業秘密，又はプロジェクトを実施するための資金調達情報を機密にする必要があるプロジェクトに対し，投資家は公表しない情報の内容に関して，権限を有する機関と合意する。

5. PPP プロジェクトの投資方針調整は，本法第 18 条の規定に従って実施する；PPP プロジェクトの調整は，本法第 24 条の規定に従って実施する。

6. プレ F/S 報告書及び F/S 報告書を立案するコストは，プロジェクトの総投資額から支払われる。プロジェクトを提案した投資家が選定されない場合，プレ F/S 報告書及び F/S 報告書の立案費用は選定された投資家によって支払われる。

7. 政府は，本条の詳細を規定する。

第 3 章

投資家選定

第 1 節

投資家選定に関する一般規定

第 28 条. 投資家選定手続き

1. 投資家選定は，以下の手続きに従って実施される：

- a) ショートリストの選定（適用する場合）；
- b) 投資家選定の準備；
- c) 投資家選定の実施；
- d) 入札書類の評価；
- d) 投資家選定結果の提案，審査，承認及び公開；
- e) PPP プロジェクト契約の交渉，確定及び締結，並びに契約情報の公開。

2. それぞれのプロジェクトの具体的条件に基づき，本法第 11 条第 1 項 a 号の規定に従って投資方針を決定した後，又は，本法第 11 条第 1 項 b 号の規定に従ってプロジェクトを承認した後，権限を有する機関はショートリストの選定を実施する。

3. 国家入札ネットワークシステムにおいて本条第 1 項の規定する手続きに従った投資家選定は，計画投資大臣によって規定されるロードマップに従って実施される。

4. 同意されたプロジェクト承認書類を有する投資家は，入札書類評価の時に優遇される。

5. 国内の請負業者，商品，物資，資材及び設備の利用を誓約した投資家は，入札書類評価の時に優遇される。

6. 政府は、本条の詳細を規定する。

第 29 条. 投資家の合法的な資格

以下の条件を満たしている時、投資家は合法的な資格を有する：

1. 投資家が活動している国家又は領土の権限を有する機関により発行された設立登記又は活動登記を有している；
2. 独立した財務決算；投資家選定における競争性の確保；
3. （投資家の組織の）解体過程ではない；倒産・破産に関する法令の規定に従って清算能力が失われた状況に属していない；
4. PPP 方式による投資活動の参加が禁止されている期間中ではない；
5. 国が法定資本金の 100%を保有している企業は、入札に参加するために民間セクターに属する投資家と連名しなければならない。
6. 外国の法令に従って設立された投資家は、投資に関する法令の規定による条件を有する市場アクセス可能な分野及び業種に属するプロジェクトの投資家選定に参加する時、市場アクセス条件を満たさなければならない。

第 30 条. 投資家選定における競争性の確保

入札に参加する投資家は、以下の者と法律かつ財政的に独立していなければならない。

1. 投資家が提案するプロジェクトの場合を除き、プレ F/S 報告書及び F/S 報告書を立案するコンサルタント；
2. プレ F/S 報告書及び F/S 報告書を審査するコンサルタント；
3. 予備審査募集書類及び入札募集書類を立案及び審査する、又は予備審査結果及び投資家選定結果を評価及び審査するコンサルタント；
4. 権限を有する機関、契約締結機関又は入札募集者。

第 31 条. 国内投資家又は国際投資家の選定

1. 国内投資家の選定は、本法第 37 条、第 38 条、第 39 条及び第 40 条に規定する各々の方法を通じて実施され、このうち、ベトナムの法律に従って設立された投資家のみ参加することができる。

2. 国際投資家の選定は、本法第 37 条、第 38 条、第 39 条及び第 40 条に規定する各々の方法を通じて実施され、このうち、外国の法律に従って設立された投資家及びベトナムの法律に従って設立された投資家いずれも参加することができる。

3. 以下の場合を除き、国際投資家の選定は全ての各々の PPP プロジェクトに対して適用される：

a) 投資に関する法令の規定による外国投資家にとって、未だ市場にアクセスできない分野及び業種に属するプロジェクト；

b) 国防, 国家安全保障又は国家機密保護に関する要件を確保する必要があるプロジェクト。

第 32 条. 投資家選定に使用される言語

投資家選定に使用される言語は, 国内投資家選定についてはベトナム語, 国際投資家選定については英語, 又はベトナム語及び英語とする。

第 33 条. 入札保証

1. それぞれのプロジェクトの規模及び特徴に基づき, 入札保証の金額は, プロジェクトの総投資額の 0.5% から 1.5% までの規定の水準に従って, 入札募集書類において規定される。

2. 入札募集書類において規定される入札保証の有効期限は, 入札参加書類の有効期限に 30 日を加算するものとする。

3. 入札参加書類の有効期限を延長する場合, 入札募集者は, 提出した入札参加書類の内容を変更しないことを条件に, 入札保証の有効期限に応じた延長を投資家に要請しなければならない。投資家が延長を拒否した場合, 入札参加書類は無効となり, 排除される。

4. 入札参加を連名で行う場合, 連名におけるそれぞれの構成員が個別に入札保証を実施, 又は, 一人の構成員が連名におけるその構成員及びその他の構成員のために入札保証を実施する責務を有することに合意することができる。入札保証の総額は, 入札募集書類において要請される額を下回らない。本条第 6 項の規定に違反する連名における構成員がいる場合, 連名における全ての構成員の入札保証は返金されない。

5. 入札募集者は, 投資家選定結果が承認されてから 14 日を経過しない間に, 入札募集書類において規定する期限に従って, 選定されなかった投資家に対して入札保証を返金しなければならない。投資家が設立した PPP プロジェクト企業が本法第 48 条に規定による契約履行保証 (パフォーマンスボンド) を実施した後, 選定された投資家に対して入札保証は返金される。

投資家が本条第 3 項に規定に従って延長を拒否した場合, 入札募集者が延長拒否文書を受領してから 14 日以内を期限として, 入札募集者は投資家に対して入札保証を返金しなければならない。

6. 以下の場合において, 入札保証は返金されない:

a) 投資家が, 入札参加書類が未だ有効である期間において, 入札参加書類を取り下げる;

b) 投資家が入札に関する法令に違反し, 本法第 34 条第 1 項 d 号の規定に従って入札の取消しをしなければならないことに至る;

c) 不可抗力の場合を除き、投資家が入札募集者の落札通知書を受領してから 30 日の期限内に契約の交渉及び完成を進行しない若しくは拒否する、又は、契約の交渉及び完成をしてから契約締結を拒否する；

d) 投資家が設立した PPP プロジェクト企業が本法第 48 条の規定に従って契約履行保証（パフォーマンスボンド）を実施しない。

第 34 条. 入札取消

1. 入札取消は、以下の場合において実施される：

a) 全ての予備審査参加書類及び入札参加書類が、予備審査募集書類及び入札募集書類の要件を満たしていない；

b) 予備審査募集書類及び入札募集書類において記載されている目的及び規模の変更；

c) 予備審査募集書類及び入札募集書類が、本法の規定又は関連する法令のその他の規定を遵守しておらず、選定された投資家がプロジェクトを実施するための要件を満たしていない；

d) 投資家選定の実施が本法の規定又は関連する法令のその他の規定を遵守しておらず、投資家間の競争性が制限される；

d) 入札活動への違法な干渉のための賄賂の引渡、受領又は仲介、入札談合、不正行為、職務及び権限の乱用に関する証拠があり、投資家選定結果を正しくないものとする。

2. 本条第 1 項 c 号、d 号及び d 号の規定に従って入札取消に至る違反行為を行った組織又は個人は、各々の関係する当事者に対して費用を賠償しなければならず、法令の規定に従って処分される。

第 35 条. 投資家選定過程における入札募集者の責務

1. 投資家選定過程に関し、法令及び権限を有する機関に対して責務を負う。

2. 誠実性、客観性及び公平性を確保する。

3. 法令の規定に従って損害賠償する。

4. 資料の機密保持をする。

5. 保存に関する法令の規定に従って、関連する情報を保存する。

第 36 条. プロジェクト実施過程における投資家選定状況の処理

1. プロジェクト実施過程における投資家選定状況の処理とは、本法において具体的かつ明確に規定されていないことが発生した場合の解決のことをいう。

2. 権限を有する機関及び入札募集者は、以下の原則を確保することを前提として、状況処理の決定に関して法令に対する責務を負う：

a) 競争性、公平性、透明性及び経済効果；

b) 投資方針決定；プロジェクト承認決定；予備審査募集書類及び入札募集書類；予備審査参加書類及び入札参加書類；予備審査結果，投資家選定結果；選定された投資家と締結した契約；プロジェクト実施展開の実際の状況に基づくこと。

3. 政府は、本条の詳細を規定する。

第 2 節 投資家選定方法

第 37 条. 公開入札

1. 公開入札とは、参加する投資家の数を制限しない投資家選定方法のことをいう。

2. 公開入札は、本法第 38 条、第 39 条及び第 40 条に規定する場合を除き、全ての PPP プロジェクトに適用されなければならない。

第 38 条. 競争的交渉

競争的交渉は、以下の場合において適用される：

1. プロジェクト実施要件を満たす（入札の）参加に招待された投資家が 3 者以上ではない；
2. 高度技術（ハイテク）に関する法令の規定に従って、投資及び開発が優先される高度技術（ハイテク）リストに掲載されている高度技術（ハイテク）を応用するプロジェクト；
3. 技術移転に関する法令の規定に従って、新技術を応用するプロジェクト。

第 39 条. 投資家の指名

1. 投資家の指名は、以下の場合に適用される：

a) プロジェクトが、国防、国家安全保障又は国家機密の保護に関する要件を確保する必要がある；

b) プロジェクトが、プロジェクト実施過程における継続性を確保するため、本法第 52 条第 4 項 a 号の規定に従い、代わりとなる投資家を直ちに選定しなければならない。

2. プロジェクトを承認した（本法第 4 条第 3 項に基づく）分権による権限を有する機関が投資家の指名を決定する；本条第 1 項 a 号の規定によるプロジェクトに対する投資家の指名の場合、投資家の指名を行う前に、国防、国家安全保障又は国家機密の保護の確保に関する要件に対して、国防省及び公安省からの意見を踏まえて、政府首相が承認しなければならない。

第 40 条. 特別な場合における投資家選定

1. 本法第 37 条, 第 38 条及び第 39 条に規定する投資家選定の方法を適用できない, 特殊かつ固有の条件が PPP プロジェクトに (新たに) 発生した場合, 権限を有する機関は, 政府首相が投資家選定の方策を検討し決定するよう, (政府首相に) 提出する。

2. 政府首相に提出する書類は, 以下の内容を含む:

- a) プロジェクトの基本情報;
- b) プロジェクトの特殊かつ固有の条件に関する説明;
- c) 特別な場合における投資家選定の方策は, 以下を含む: 投資家選定実施に係る各ステップ; プロジェクトの投資効果を確保するために提案されるプロジェクトの特殊かつ固有の性質を解決するための具体的な解決策。

第 3 節

予備審査参加書類及び入札参加書類の評価方法及び基準

第 41 条. 予備審査参加書類の評価方法及び基準

1. 予備審査参加書類の評価は, 予備審査募集書類において規定する 100 点満点又は 1,000 点満点の採点方法に基づく。採点方法は, 本条第 2 項に規定する予備審査参加書類の評価基準の上で構築される。

2. 予備審査参加書類の評価基準は, 以下の各々の基本的な内容を含む:

a) 財政-貿易に関する能力及び経験, 資金調達能力; 各々の類似プロジェクトの実施経験。

連名である場合, 投資家の能力及び経験は, 連名の各構成員の総合的な能力及び経験で確定される; 連名の筆頭投資家の自己資本 (エクイティ) の最低出資比率は 30%, 連名におけるそれぞれの構成員の自己資本 (エクイティ) の最低出資比は 15%である;

b) プロジェクト実施展開に係る方法の概要及びプロジェクト実施に係る誓約;

c) 実施された又は実施中の契約に対する紛争又は訴訟の履歴。

第 42 条. 入札参加書類の評価方法及び基準

1. 能力及び経験に関する評価は, 入札募集書類において規定する 100 点満点又は 1,000 点満点に基づく。能力及び経験の評価基準は, 本法第 42 条第 2 項の規定によって実施される。

2. 技術面に関する評価は, 入札募集書類において規定する, 100 点満点又は 1,000 点満点, 或いは合格又は不合格の評価方法に基づく。技術面に関する評価基準は, 以下を含む:

品質、生産性及び効率性に関する基準；運転、管理、運営、保守及びメンテナンスに関する基準；環境及び安全に関する基準；その他の技術的基準。

3. 財政-貿易に関する評価は、入札募集書類において規定する比較及び順位付け方法に基づく。比較及び順位付け方法は、以下の各々の基準の一つを含む、財政-貿易に関する評価基準の上で構築される：

- a) 公共の製品／サービスの料金基準；
 - b) 施設／インフラシステムの建設補助に係る国家資本金基準；
 - c) 社会利益及び国益基準。
4. 政府は、本条の詳細を規定する。

第 43 条. 投資家選定結果の査定

以下の各々の条件を満たす時、（権限を有する機関は）選定される投資家の提案を受けらる：

1. 入札参加書類が規定に合致している；
2. 能力及び経験に関する要件を満たしている；
3. 技術面に関する要件を満たしている；
4. 財政-貿易に関する要件を満たしている；
5. 入札参加書類の順位が一位である。

第 4 章

PPP プロジェクト企業の設立及び活動；PPP プロジェクト契約

第 44 条. PPP プロジェクト企業の設立及び活動

1. 選定結果の承認決定を有した後、投資家は、PPP プロジェクト契約を締結及び実施するための唯一の役割を有する、上場企業ではない、有限責任会社又は株式会社のいずれかの形式で、PPP プロジェクト企業を設立する。企業登録書類は、企業に関する法令の規定及び投資家選定結果の承認決定に従った内容を含む。

2. PPP プロジェクト企業は、本法第 78 条の規定に従い、社債を発行することができる。

3. 本条第 1 項及び第 2 項の他、PPP プロジェクト企業の設立、管理の実施、活動、解体及び破産は、企業に関する法令の規定、関連する法令のその他の規定及び PPP プロジェクト契約に従って実施する。

第 45 条. PPP プロジェクト契約の分類

1. 公共の製品／サービスをオフテイクする利用者又は組織から、直接料金を徴収するメカニズムを適用する PPP プロジェクト契約のグループは、以下を含む：

a) 「BOT 契約」とは、以下の契約のことをいう：投資家及び PPP プロジェクト企業は、一定の期限内に施設／インフラシステムを建設、運営及び運転するための権利を譲渡される；期限終了後、投資家及び PPP プロジェクト企業は、国にその施設／インフラシステムを譲渡する。

b) 「BTO 契約」とは、以下の契約のことをいう：投資家及び PPP プロジェクト企業は、施設／インフラシステムを建設するための権利を譲渡される；建設の完成後、投資家及び PPP プロジェクト企業は、国に施設／インフラシステムを譲渡し、一定の期限内にその施設／インフラシステムを運営及び運転する権利を与えられる。

c) 「BOO 契約」とは、以下の契約のことをいう：投資家及び PPP プロジェクト企業は、一定の期限内に施設／インフラシステムを建設、所有、運営及び運転するための権利を譲渡される；期限終了後、投資家及びプロジェクト企業は契約を終了する。

d) 「O&M 契約」とは、以下の契約のことをいう：投資家及び PPP プロジェクト企業は、一定の期限内に既存の施設／インフラシステムの一部又は全てを運営及び管理するための権利を譲渡される；期限終了後、投資家及び PPP プロジェクト企業は契約を終了する。

2. 公共の製品／サービスの品質に基づいて国が支払うメカニズムを適用するプロジェクト契約のグループは、以下を含む：

a) 「BTL 契約」とは、以下の契約のことをいう：投資家及び PPP プロジェクト企業は、施設／インフラシステムを建設するための権利を譲渡され、完成後国に譲渡する；一定の期限内に、その施設／インフラシステムの能力を十分に発揮し、運転に基づく公共の製品／サービスを提供する権利を与えられる；契約締結機関はサービスを借り、投資家及び PPP プロジェクト企業に支払う；

b) 「BLT 契約」とは、以下の契約のことをいう：投資家及び PPP プロジェクト企業は、施設／インフラシステムを建設するための権利を譲渡され、一定の期限内にその施設／インフラシステムの能力を十分に発揮した運転に基づき、公共の製品／サービスを提供する；契約締結機関はサービスを借り、投資家及び PPP プロジェクト企業に支払う；期限終了後；投資家及び PPP プロジェクト企業は、その施設／インフラシステムを国に譲渡する。

3. 「混合契約」とは、本条第 1 項及び第 2 項に規定する契約の各々の種類を結合した契約のことをいう。

4. 本法第 3 条第 9 項 b 号に規定するプロジェクトに対しては、利用者から直接料金を徴収するメカニズムを通じての契約の種類を適用しない。

第 46 条. PPP プロジェクト契約書類

1. PPP プロジェクト契約書類は、以下の主要な書類を含む：

- a) 一般条件及び具体的条件を含む PPP プロジェクト契約；
 - b) 契約付属書（ある場合）；
 - c) 契約交渉の議事録；
 - d) 投資家選定結果の承認決定；
 - d) 入札参加書類及び選定された投資家の入札参加書類であることが明確な各々の資料；
 - e) 入札募集書類並びに入札募集書類を改正及び補充する各々の資料。
2. 契約内容の変更がある時は、各々の当事者は契約付属書を締結しなければならない。

第 47 条. PPP プロジェクト契約の基本的な内容

1. PPP プロジェクト契約は以下の各々の基本的な内容を含む：

- a) プロジェクトの目的、規模、場所及び実施進捗；施設／インフラシステムの建設期間；契約発行の期日；契約期間；
- b) 施設／インフラシステム、並びに提供される公共の製品／サービスの技術、テクノロジー及び品質に関する範囲及び要求；
- c) 投資総額；資金源のメカニズム；財政スキーム、それにおける資金調達計画；公共の製品／サービスの価格・料金、それにおける設定又は調整の方法及び方式；PPP プロジェクトにおける国家資本金及びそれに伴う管理及び利用方法（ある場合）；
- d) 土地及びその他の資源の利用条件；補助施設の建設実施方法；再定住の賠償及び支援に関する要求；安全確保及び環境保護；不可抗力の場合及び不可抗力の場合における処理方策；
- d) 関連する法令の規定に従った許可証の発給申請に係る手続きを実施する責務；設計；施行の実施；建設段階における検査、監督及び品質管理；投資資金の査収及び決算、並びに施設／インフラシステムの完成確認；プロジェクトの生産及び経済活動のための主要な原材料の供給；
- e) 継続的かつ安定的に供給される公共の製品／サービスのための施設／インフラシステムの運転及び運営における責務；施設／インフラシステムの譲渡に関する条件、手順及び手続き；
- g) 契約履行保証（パフォーマンスボンド）；プロジェクトに関連する各種の資産の所有権、管理権及び利用；投資家及び PPP プロジェクト企業の権利及び義務；契約締結機関の義務に対する第三者の保証サービスの利用に関する合意；

h) 契約の実施を継続するために、民事に関する法令の規定に従って基本事項を変更する情勢となった場合における処理方法；各々の当事者の一方が契約に違反した場合における処理、賠償及び処罰の手段；

i) 各々の当事者の以下の責務：情報の機密保持；報告制度；情報及び関連資料の提供並びに権限を有する機関、調査・検査・監査・監督機関からの要求に従った契約実施に関する趣旨説明；

k) 契約の改正、補充及び期限前の契約終了に関する各々の原則及び条件；各々の当事者の権利及び義務の譲渡；貸し手（レンダー）の権利；契約の清算時における手続き、権利及び義務；

l) 優遇、投資保証、売上増加及び減少の分配方法、外貨（収支）バランス保証、各々の保険の種類（ある場合）；

m) 契約を調整する法令及び紛争解決メカニズム。

2. PPP プロジェクト契約は、契約締結機関、投資家及び PPP プロジェクト企業の権利及び義務を具体的に定めなければならない。

3. 政府は、本法第 45 条に規定する契約の各種類に対するモデル契約に関して規定する。

第 48 条. PPP プロジェクト契約履行保証（パフォーマンスボンド）

1. PPP プロジェクト企業は、契約が効力を有する前に、契約履行保証（パフォーマンスボンド）の措置を実施しなければならない。

2. プロジェクトの規模及び特徴に基づき、契約履行保証（パフォーマンスボンド）の額は、プロジェクトの投資総額の 1% から 3% までで定める水準に従って、入札募集書類において規定される。

3. 契約履行保証（パフォーマンスボンド）の有効期限は、契約が効力を有した日から、PPP プロジェクト企業が施設／インフラシステムの建設期間における義務を履行した日までとする；建設期間の延長が必要な場合、投資家は契約履行保証（パフォーマンスボンド）の有効期限をそれに応じて延期しなければならない。

4. PPP プロジェクト企業は、本条第 5 項に規定する場合を除き、施設／インフラシステムの建設義務を履行した後、契約履行保証（パフォーマンスボンド）は返金される；O&M 契約に対しては、投資家が契約に基づく義務を施行した後、契約履行保証（パフォーマンスボンド）は返金される。

5. PPP プロジェクト企業は、以下の各々の場合には、契約履行保証（パフォーマンスボンド）は返金されない：

a) 契約締結後、契約履行を拒否する；

b) 契約上の合意に違反し、本法第 52 条第 2 項 d 号の規定に従い期限前に契約を終了する；

c) 本条第 3 項の規定に従って契約履行保証（パフォーマンスボンド）の有効期限を延期しない。

6. 政府は、本条第 2 項に規定する契約履行保証（パフォーマンスボンド）の額の比率を詳細に規定する。

第 49 条. PPP プロジェクト契約の締結

1. 契約は、投資家選定結果の承認決定、契約交渉結果、有効な入札参加書類、締結時点で更新された投資家の能力情報及び入札募集書類に基づいて締結される。

2. 投資家及び PPP プロジェクト企業は当事者の一方となり、契約締結機関とともに契約を締結する。

3. 連名の投資家に対しては、全ての連名の構成員は、契約に直接署名及び押印（ある場合）しなければならない。

第 50 条. PPP プロジェクト契約の改正

1. 以下の各場合のいずれか一つに該当する場合、PPP プロジェクト契約の改正は契約において規定されなければならないが、かつ、各々の当事者の検討を受けなければならない：

a) プロジェクトが不可抗力の出来事を理由とする影響を受ける、基本的事項を変更する状況となった時、又は、関連するマスタープラン、政策又は法律に関する変更があり、プロジェクトの技術及び財政スキーム、PPP プロジェクトが提供する公共の製品／サービスの価格・料金に重大な影響が生じる；

b) 契約を締結した各々の当事者のいずれか一方を調整する；

c) 本法第 51 条第 2 項及び第 3 項の規定による PPP プロジェクトの契約期限を調整する；

d) 投資方針を変更せず、プロジェクトの財政及び経済-社会に関するより高い効果をもたらす、契約締結機関の権限に属するその他の場合。

2. PPP プロジェクト契約の改正手順は以下のとおり規定される：

a) 各々の契約当事者のいずれか一方が契約改正の要請文書を有し、その文書において改正を検討するために適用される場合を明確に記載する；

b) 各々の当事者は、以下の改正条件に関する各々の契約内容の交渉を実施する；公共の製品／サービスの価格・料金；契約期限；変更事項を有する契約のその他の内容；

c) 各々の当事者は、改正内容に対して契約の付属書を締結する。

3. 予備費を使い切った後、PPP プロジェクトの目的、場所、規模及び契約種類の変更、並びに 10%以上の投資総額の増加、PPP プロジェクトにおける国家資本金額の増加による契約の改正をする場合、各改正内容に対する契約付属書の締結をする前に、本法第 18 条の規定に従って、投資方針の調整手続きを実施しなければならない。

第 51 条. PPP プロジェクト契約の期限

1. 契約期限は、プロジェクト承認決定及び投資家選定結果に基づき、各々の当事者の合意による。

2. 各々の契約締結当事者は、契約期間を調整することができるが、調整した期間が土地に関する法令の規定に従った土地の割当及び土地の賃貸に係る期限を超過しないこと、並びにプロジェクトの投資方針決定のその他の内容を変更しないことを含む、全体の契約期限を保証する。

3. 契約期限の調整をする各々の場合は、以下を含む：

a) 民事に関する法令の規定による基本的事項の変更をする状況が、当事者のいずれか一方の合理的な制御範囲を超過したことにより、施設／インフラシステムの建設段階の完成が期限に間に合わない、又は運転過程を中断する；

b) 権限を有する機関又は国家の権限を有するその他の機関がプロジェクトを停止する。ただし、PPP プロジェクト企業の過失により停止しなければならない場合を除く；

c) 契約締結時に、まだ確定していない権限を有する機関及び契約締結機関からの要求により発生した費用の増加し、期限が延長されておらず PPP プロジェクト企業がこの費用を回収することが出来ない；

d) 関連するマスタープラン、財政及び法令に関する変更があり、契約に規定する財政スキームにおける営業収益水準と比べて、75%以下の営業収益の減少がある時；

d) 契約に規定する財政スキームにおける営業収益水準と比べて、125%以上の営業収益の増加がある時。

第 52 条. PPP プロジェクト契約の終了

1. PPP プロジェクト契約の終了は、契約の規定に従って実施され、契約の清算のための根拠となる。

2. (契約) 期限前の PPP プロジェクト契約の終了は、以下の各々の場合において適用される：

a) プロジェクトが不可抗力の出来事を理由とする影響を受け、各々の当事者が克服の手段を実施したが、PPP プロジェクト契約の履行の継続を保証しない；

b) 国防、国家安全保障及び国家機密保護に関する要求の保証といった国家利益のため；

c) PPP プロジェクト企業が、倒産及び破産に関する法令の規定に従って清算能力を失う時；

d) 契約における各々の当事者のいずれか一方が、契約に規定する各々の義務の実施において重大な違反をした時；

d) 民事に関する法令の規定に従って基本的事項を変更する状況により、各々の契約締結当事者が契約の終了について合意することによるその他の場合。

3. 契約締結機関は、契約を終了する前に、(本法第4条第3項に基づく)分権による権限を有する機関に報告しなければならない。

4. (契約)期限前にPPPプロジェクト契約を終了する場合、契約締結機関は以下の各々の任務を実施する：

a) 貸し手(レンダー)と共働して、新たなPPPプロジェクト契約を締結するために、代わりとなる投資家の選定を実施する；

b) 処理方法を未だ実施していない、又は代わりとなる投資家を未だ選定していない時において、契約締結機関は以下の責務を負う；建設中のプロジェクトに対して、施設／インフラシステムのための安全確保及び劣化防止を実施する；運転中のプロジェクトに対して、公共の製品／サービスの提供の継続性の確保のため、施設／インフラシステムの運転及び運営を実施する。

5. 本条第4項に規定する任務を実施する契約締結機関は、本法第73条第3項に規定する資金源及びその他の合法的な収入源を利用することが出来る。

6. 本条第2項b号に規定する期限前に、又は契約締結機関が本条第2項d号に規定する契約の義務の履行において重大な違反をしたことによりPPPプロジェクト契約を終了する場合、PPPプロジェクト企業の買収経費又は契約終了の賠償は、法令の規定に従って国家資本金から支出できる；本条第2項c号及びd号に規定する投資家の過失により終了する場合、投資家は代わりとなる投資家に対し、株式及び出資金を譲渡する責務を有する。

7. 政府は、本条の詳細を規定する。

第53条. 貸し手(レンダー)の権利

1. PPPプロジェクト契約の履行過程において、貸し手(レンダー)の権利は、融資契約、PPPプロジェクト契約及び関連する法令の規定における各々の当事者の合意により履行される。

2. 代わりとなる投資家を選定しなければならない期限前にPPPプロジェクト契約を終了する場合、貸し手(レンダー)は、本法第39条第1項b号の規定により、契約締結機関と共働して、代わりとなる投資家を選定する。

3. 本条第2項に規定する内容は、契約締結機関、貸し手(レンダー)並びに投資家及びPPPプロジェクト企業の間で、書面でもって合意されなければならない。

第54条. PPPプロジェクト契約による株式、出資金、権利及び義務の譲渡

1. PPPプロジェクト企業が連名の投資家により設立された場合、各々の構成員は、互いに株式及び出資金を譲渡する権利を有するが、本法第41条第2項a号の規定に従い、構

成員それぞれの自己資本（エクイティ）の最低出資比率を確保しなければならない。

2. 建設工事を有するプロジェクトに対して施設の建設が完成した後、又は建設工事を有しないプロジェクトに対して運転段階となった後、投資家は株式及び出資金を譲渡する権利を有する。

3. 本条第 1 項及び第 2 項に規定する譲渡は以下の各々の要件を満たさなければならない：

a) 締結された PPP プロジェクト契約の履行を変更することはできない；

b) 関連する法令の規定を遵守する；

c) 契約締結機関の同意を受けること；

d) 連名の投資家がいる場合には、貸し手（レンダー）及び連名の各々の構成員の同意があること；

4. 譲渡受ける者は、以下の各々の要件を満たさなければならない：

a) 法令の規定により譲渡を引き受ける権利が制限されない；

b) PPP プロジェクト契約及び関連する各契約を履行するための財政及び管理能力を有する；

c) PPP プロジェクト契約及び関連する各々の契約の規定に従って、譲渡する側の各々の権利及び義務の実施継続を誓約する。

5. 本条第 1 項及び第 2 項の規定による譲渡が企業登記内容の変更となる場合、PPP プロジェクト企業は、企業に関する法令の関連規定に従って実施しなければならない。

第 55 条. PPP プロジェクト契約の調整法令

ベトナム国家機関と投資家及び PPP プロジェクト企業の間で締結された PPP プロジェクト契約及び契約付属書並びにその他の関連文書は、ベトナム法令を基に調整される。ベトナム法令の規定がない多くの問題については、ベトナム法令の基本原則に反しないことを基本として、各々の当事者は PPP プロジェクト契約において具体的に合意する。

第 5 章

PPP プロジェクト契約の展開及び履行

第 1 節

施設／インフラシステムの建設

第 56 条. 建設用地の準備

（地方政府の）省レベルの人民委員会は、権限を有する機関及び契約締結機関を指導するとともに共働し、土地に関する法令の規定、PPP プロジェクト契約及び関連契約の規定

に従って、プロジェクトを実施するため、土地の割当、土地の賃貸及び用地の引渡しに係る賠償、支援、再定住及び完了を実施する。

第 57 条. 基本設計後の設計及び予算概算の立案、審査及び承認

1. F/S 報告書及び PPP プロジェクト契約の規定に基づき、PPP プロジェクト企業は以下の内容のいずれか一つ又は全てを実施しなければならない：

a) 基礎設定後の建設設計を立案し、公共投資資金を利用する小規模プロジェクト又は小規模工事に対して、予算概算を立案し、審査を実施するために、建設に関する法令の規定に従って、建設に関する専門機関に送付する。

b) 設計を立案し、公共投資資金を利用する小規模プロジェクト又は小規模工事に対して、予算概算を立案し、審査を実施するために、関連するその他の法令の規定に従って、専門機関に送付する。

2. PPP プロジェクト企業は、本条第 1 項に規定する設計及び予算概算を承認するとともに、監視及び監査するために、契約締結機関に以下の各々の資料を送付する。

- a) 承認された設計及び予算概算書類；
- b) 専門機関による設計及び予算概算の審査書類。

第 58 条. PPP プロジェクトを実施する請負業者の選定

PPP プロジェクト企業は、以下の各々の原則に基づく企業において統一的に適用するための請負業者の選定に関する規定を公布しなければならない：

1. 公共性、透明性及び経済効果を確保する；
2. 国防、国家安全保障、国家機密、国家の利益、コミュニティの利益、並びに権限を有する機関及び契約締結機関の利益に対し、消極的な影響及び作用を生じさせないことを確保する；
3. 選定された請負業者は、十分な能力及び経験を満足し、入札パッケージ及びプロジェクトの実現可能な解決策を有していなければならない；PPP プロジェクトと締結した契約に従った入札パッケージの品質及び実施進捗に関して責務を有し、そのうち、施設／インフラシステムの品質が PPP プロジェクト契約における要件を満たさない場合の責務に関して束縛する内容を有しなければならない。PPP プロジェクト企業は、プロジェクト実施の品質及び進捗に関する責務を負う。
4. 国内請負業者が実施可能な分担業務に対して、国内請負業者の利用を奨励する；
5. 国内労働者が要件を満たさない場合のみ、外国労働者を利用する。

第 59 条. 施設／インフラシステムの品質に係る管理及び監査

1. PPP プロジェクト企業は、法令の規定に従って、施設／インフラシステムの各々の小規模工事及び全てに関する品質及び査証に関する管理及び監査を実施する責務を負う。

2. 契約に従って施設／インフラシステムの展開及び建設実施過程において、契約締結機関は以下の責務を有する：

a) PPP プロジェクト企業の施設／インフラシステムの施工及び建設過程における監督に関する検査を実施する；

b) 施設／インフラシステムの施工及び建設における各規程、基準及び標準の遵守を検査する；

c) 品質に関する疑義がある時、又は権限を有する国家管理機関の要請があるとき、施設／インフラシステムの一部、小規模工事又は全ての品質検査を実施する；

d) 業務の品質が要求を満たさないで実施されたと判断する時、PPP プロジェクト企業が請負業者に施工の調整又は中止を要請する。

3. 契約締結機関が、本条第 2 項に規定する責務の実施を支援するコンサルタントを雇用することができる。

4. 品質検査のコンサルタント雇用費用及び関連するその他の費用は、以下のとおり実施される：

a) 契約締結機関が、施設／インフラシステムの品質が PPP プロジェクト企業又は請負業者の過失により契約の要求を満たさないと結論づけた場合、PPP プロジェクト企業は各々の費用を支払う責務を負う；

b) 契約締結機関が、施設／インフラシステムの品質が契約の要求を満たすと結論づける、又は PPP プロジェクト企業又は請負業者の過失によらないで契約の要求を満たさないと結論づけた場合、契約締結機関は、支払いのために本法第 73 条第 3 項に規定するプロジェクト実施展開費用を使用する。

第 60 条. 施設／インフラシステムの公共投資資金決算

1. 施設／インフラシステムが完成した後、契約締結機関は PPP プロジェクトにおける公共投資資金の決算を、以下のとおり実施する：

a) 本法第 70 条第 5 項 a 号及び第 72 条第 2 項の規定に従って、PPP プロジェクトにおける公共投資資金が管理及び利用される場合、契約締結機関及び PPP プロジェクト企業は、公共投資プロジェクトと同様に、法令の規定に従って、PPP プロジェクトにおける公共投資資金の決算を実施する；

b) 本法第 70 条第 5 項 b 号の規定に従って、PPP プロジェクトにおける公共投資資金が管理及び利用される場合、契約締結機関は、独立した監査により監査された PPP プロジェクトに対して支払われた総額をとりまとめ、PPP プロジェクトにおける公共投資資金の決算のための根拠とする。PPP プロジェクトにおける公共投資資金は、契約において確定した国家資本金額を超過しないで決算される。

2. 施設／インフラシステムが完成した後、契約締結機関及び PPP プロジェクト企業は、施設／インフラシステムの建設投資資金の決算を実施する。施設／インフラシステムの建設投資資金の決算額又は建設工事を有しないプロジェクトの投資資金の決算額は、締結された契約に基づき確定される。

3. 契約締結機関は、施設／インフラシステムの建設投資資金の監査を実施するため、能力及び経験を有する独立した監査組織の選定に関して、契約において PPP プロジェクト企業と合意する。

4. 政府は、本条の詳細を規定する。

第 61 条. 施設／インフラシステムの完成確認

1. 施設／インフラシステムが完成した後、PPP プロジェクト企業は、建設に関する法令の規定又は関連する法令の規定に従って、施設／インフラシステムの査収を実施し、完成確認提案書類を立案する根拠とする。

2. 本条第 1 項に規定する施設／インフラシステムの完成確認提案書類に基づき、契約締結機関は PPP プロジェクト企業のために検査を行うとともに、完成確認を発行する。PPP プロジェクト企業が期限前に建設期間を完了した場合、又は投資額を節約できた場合、施設／インフラシステムの完成確認は、契約期限又は契約において確定された公共の製品／サービスの価格・料金には影響しない。

3. 政府は、施設／インフラシステムの完成確認に係る書類及び期限を規定する。

第 2 節

施設／インフラシステムの管理、運転及び運営

第 62 条. PPP プロジェクトの管理

PPP プロジェクトの実施過程における施設／インフラシステム及びその他の各々の資産の管理は、本法の規定、関連する法令のその他の規定及び PPP プロジェクト契約に従って実施される。

第 63 条. 施設／インフラシステムの運転及び運営条件

1. 本条第 2 項に規定する場合を除き、PPP プロジェクト企業は、本法第 61 条の規定に従って契約締結機関が完成確認をした日から、施設／インフラシステムの運転及び運営を行うことができる。

2. O&M 契約の種類を適用する PPP プロジェクトに対しては、PPP プロジェクト企業は、PPP プロジェクト契約が効力を有する日から、施設／インフラシステムの運転及び運営を行う。

第 64 条. 公共の製品／サービスの提供

1. 施設／インフラシステムの運転及び運営過程において、PPP プロジェクト企業は以下の責務を有する：

a) 公共の製品／サービスの提供に係る権利及び義務並びに契約におけるその他の各々の合意を実施する；

b) 契約における規定の各々の条件に従って、施設／インフラシステムの利用を保証する；

c) PPP プロジェクト企業が提供する公共の製品／サービスを利用する全ての対象に対して平等に対処する；利用対象に対して、公共の製品／サービスの提供を拒否することができない；

d) PPP プロジェクト企業が提供する公共の製品／サービスの品質に関する利用対象の意見を受け入れ、適時に対応する；

d) 契約において誓約した設計又は規程に正しく従って、施設／インフラシステムの安全な運転を保証するため、定期的に修理及びメンテナンスを行う。

2. PPP プロジェクト企業と共働する権限を有する機関及び契約締結機関は、本条第 1 項 d 号に規定する責務を実施する。

第 65 条. 公共の製品／サービスの価格・料金

1. 公共の製品／サービスの価格・料金、並びに条件、手続き及び調整は、投資家、PPP プロジェクト企業、利用者及び国家の利益を確保するという原則に従って、PPP プロジェクト契約において規定され、投資家及び PPP プロジェクト企業が資金を回収し、利潤を得るための条件を整備する。PPP プロジェクト契約の期限に従って、公共の製品／サービスの価格設定方法及び価格帯は、具体的な初期価格及びそれぞれの段階における価格を確定し、各々の価格設定要素の正確性、十分性、公開性及び透明性を確保しなければならない。

2. 公共の製品／サービスの価格・料金に関する支援措置の適用は、本法の規定に従って実施する。

3. PPP プロジェクト契約における各々の段階のための、公共の製品／サービスの価格・料金の合意及び調整は、価格・料金に関する法令の規定に適合しなければならない。

4. 公共の製品／サービスの価格・料金を調整する時、調整に係る情報公開は、以下のとおり実施する：

a) 調整された公共の製品／サービスの価格・料金が適用される遅くとも 10 日前に、契約締結機関は本法第 9 条の規定に従って、情報を公開する；

b) PPP プロジェクト企業は、価格・料金に関する法令の規定に従って、公共の製品／サービスの提供場所において、調整された公共の製品／サービスの価格・料金を掲示する。

第 66 条. 公共の製品／サービスの品質監査

1. PPP プロジェクト企業は、PPP プロジェクト契約に従って、公共の製品／サービスの品質に関して保証するとともに、責務を負う。
2. 契約締結機関は、PPP プロジェクト契約に従って、PPP プロジェクト企業が提供する公共の製品／サービスの品質監査を実施する責務を有する。
3. 公共の製品／サービスの品質が PPP プロジェクト契約に従った要求を満たさないと判断される場合、契約締結機関は、PPP プロジェクト企業に契約に規定する期限に従った是正を要求する；PPP プロジェクト企業が是正しない又は是正の遅延をする場合、契約における各々の違反処理措置を適用する。
4. 契約締結機関は、本条第 2 項に規定する責務の実施を支援するコンサルタントを雇用することができる。コンサルタント雇用費用は、本法第 59 条第 4 項の規定に従って支払われる。

第 3 節

施設／インフラシステムの譲渡及び PPP プロジェクト契約の清算

第 67 条. 施設／インフラシステムの譲渡

1. 施設／インフラシステムの譲渡、並びに譲渡前の施設／インフラシステムの品質及び価格の確定は、PPP プロジェクト契約の規定に従って実施する。譲渡後の施設／インフラシステムの残存価値は、公共資産及び国家予算の管理及び利用に関する法令の規定に従って、国家資産及び国家予算にとりまとめられる。
2. 譲渡資産処理の手順、手続きは、公共資産の管理及び利用に関する法令の規定に従って実施する。
3. 政府は本条第 2 項の詳細を規定する。

第 68 条. PPP プロジェクト契約の清算

1. PPP プロジェクト契約は、以下のとおり清算される：
 - a) 各々の当事者が契約に従った義務を完了した場合、契約を締結した各々の当事者は、完了を確認し、各々の当事者の権利及び義務を修了する；
 - b) 本法第 52 条第 2 項の規定に従った期限前に契約が終了する場合、契約を締結した各々の当事者は、完了した各々の義務及び未完了の作業部分に対する各々の当事者の責務を確認する。
2. PPP プロジェクト契約の清算期限は、各々の当事者が契約において合意するものとする。ただし、各々の当事者が契約に従って義務を完了した日又は各々の当事者が期限前の契約終了を合意した日から 180 日を超えないものとする。

3. 本条第 1 項に規定する契約精算時に費用が発生する場合、契約の清算内容は、発生した費用に対する契約締結機関及び PPP プロジェクト企業の義務を確定しなければならない。

第 6 章

PPP プロジェクト実施の資金源

第 1 節

PPP プロジェクトにおける国家資本金

第 69 条. PPP プロジェクトにおける国家資本金の使用

1. 国家資本金は、以下の各々の目的のために使用される：

- a) PPP プロジェクトに属する施設／インフラシステムの建設補助；
- b) 公共の製品／サービスを提供する PPP プロジェクト企業に対する支払い；
- c) 賠償，土地収用，支援，再定住；仮施設の建設補助の経費の支払い；
- d) 営業収益の減少分の支払い；

d) 本法第 11 条に規定する自らの任務に属する各々の活動を実施するための、権限を有する機関、契約締結機関、PPP 準備ユニット及び入札募集者に対する支払い；

e) PPP プロジェクト審査評議会及び PPP プロジェクトの審査の任務を割り当てられたユニットに対する支払い。

2. 本条第 1 項 a 号及び c 号の規定に従った PPP プロジェクトに投入される国家資本金の割合は、プロジェクトの投資総額の 50%を超えない。複数のコンポーネントから構成されるプロジェクトについて、そのうち PPP 方式の投資によるコンポーネントがあるプロジェクトに対しては、本項に規定する国家資本金の割合は、そのプロジェクトコンポーネントの投資資金総額に基づいて確定される。

3. 政府は、PPP プロジェクトにおける国家資本金の管理及び利用について詳細に規定する。

第 70 条. 施設／インフラシステムの建設補助に係る国家資本金

1. 施設／インフラシステムの建設補助に係る国家資本金は、プロジェクトに対する財務に関する効果性を高めることを目指して、建設段階におけるプロジェクトの実施支援のために使用される。

2. PPP プロジェクトにおける施設／インフラシステムの建設補助に係る国家資本金の割合は、投資方針を決定した際のプレ F/S 報告書における財政スキーム概要を根拠として画定される。

3. 施設／インフラシステムの建設補助に係る国家資本金の割合及び額は、PPP プロジェクト契約に従って支払われる。

4. 施設／インフラシステムの建設補助に係る国家資本金は、以下の各々の資金源から配分される：

- a) 公共投資に関する法令の規定に従った公共投資資金；
- b) 公的資産の管理及び使用に関する法令の規定に従った公的資産の価値。

5. 施設／インフラシステムの建設補助に係る国家資本金の管理及び利用は、以下の各々の方式のうち、実施する各々の公共投資資金からいずれか一つに従って配分される：

- a) PPP プロジェクトにおけるプロジェクトを細かく分割する。国家資本金の管理及び利用は、公共投資に関する法令の規定に従って実施される；
- b) 契約に規定する割合、額、進捗及び条件に従って、具体的な小規模工事毎に配分する。

第 71 条. 公共の製品／サービスを提供する PPP プロジェクト企業に対して支払う国家資本金

公共の製品／サービスの品質を根拠として BTL 契約及び BLT 契約において使用される、PPP プロジェクト企業に対して支払う国家資本金は、PPP プロジェクトにおける国家資本金源及び法令の規定に従って、その他の合法的な資金源から配分される。

第 72 条. 賠償、土地収用、支援、再定住；仮施設の建設補助の国家資本金

1. 賠償、土地収用、支援、再定住；仮施設の建設補助の国家資本金は、公共投資に関する法令の規定に従って、公共投資資金源から配分される。

2. 各々のプロジェクトの規模及び特徴に基づき、契約締結機関は、賠償、土地収用、支援、再定住；仮施設の建設補助の国家資本金を、プロジェクトコンポーネント又は小規模なプロジェクトに分割することを検討し、公共投資に関する法令及び土地に関する法令に基づき実施する。

第 73 条. 権限を有する機関、契約締結機関、PPP 準備ユニット、入札募集者、PPP プロジェクト審査評議会、PPP プロジェクトの審査の任務を割り当てられたユニットの経費

1. 権限を有する機関及び PPP 準備ユニットのプロジェクト準備経費、PPP プロジェクト審査評議会及び PPP プロジェクトの審査の任務を割り当てられたユニットの審査の実施経費；権限を有する機関及び入札募集者の投資家選定及び契約締結の実施経費は、公共投資資金源及びその他の合法的な資金源から配分され、プロジェクトの投資総額に算入される。

2. 選定された投資家は、国家予算に関する法令の規定に従った国家予算に関して、又はプロジェクトの準備のために利用された合法的な資金源に関して、本条第1項に規定する経費を払い戻す責務を負う。

3. 権限を有する機関及び契約の契約署名後、プロジェクトの実施展開に係る経費は、各々のこれら機関の経常支出資金源から配分される。

第74条. PPPプロジェクトにおいて使用する公共投資資金計画の立案

PPPプロジェクトにおいて使用する公共投資資金計画の立案は、以下のとおり規定する：

1. (本法第4条第3項に基づく)分権による決定権限を有する機関から発行された投資方針に基づき、PPPプロジェクトにおいて使用する公共投資資金は、中期公共投資計画においてとりまとめられる；

2. 中期公共投資計画に基づき、(本法第4条第3項に基づく)分権による承認権限を有する機関から発行されたF/S報告書、投資家選定の結果及びPPPプロジェクトにおいて使用する公共投資資金は、毎年の公共投資計画においてとりまとめられる；

3. PPPプロジェクトに公共投資資金の利用需要があるが、中期公共投資計画におけるプロジェクトリストに未だ掲載されていない場合、(本法第4条第3項に基づく)分権による権限を有する機関による当該リストへの追加及び中期公共投資計画の予備資金源の利用の検討が受けられる。中期公共投資計画の調整に係る手順及び手続きは、公共投資に関する法令の規定に従って実施する；

4. BTL契約又はBLT契約の種類を適用するPPPプロジェクトが、PPPプロジェクト企業への支払いのために公共投資資金を利用する場合、中期及び毎年の公共投資計画における公共投資資金のとりまとめは、本条第1項及び第2項の規定に従って実施する。PPPプロジェクト契約の期限に基づき、公共投資資金部分は、各々の次期の中期において継続して配分される。

第75条. 各々の国家機関及び公益事業ユニットに対する経常支出のための経常支出資金源及び合法的な収入源に係る(予算)見積もりの立案

1. (本法第4条第3項に基づく)分権による承認権限を有する機関から発行された投資方針決定及びF/S報告書、並びに投資家選定の結果に基づき、契約締結機関は、国家予算に関する法令の規定に従ってPPPプロジェクト企業に支払うため、各々の国家機関及び公益事業ユニットに対する経常支出のための経常支出資金源及び合法的な収入源に対して、毎年の予算見積もりを立案する。

2. 本法第73条第3項に規定する経常支出項目に対して、権限を有する機関及び契約締結機関は、毎年の予算見積もりを立案し、(本法第4条第3項に基づく)分権による承認権限を有する機関が国家予算に関する法令の規定に従って承認するよう、(当該機関に)提出する。

第 2 節

投資家及び PPP プロジェクト企業のための PPP プロジェクト実施資金

第 76 条. PPP プロジェクト実施の資金調達

1. 投資家及び PPP プロジェクト企業は、PPP プロジェクト契約の規定に従ってプロジェクトを実施するため、自己資本（エクイティ）の提供、並びに借入金及びその他の合法的な各々の資金源の調達に係る責務を負う。各々の借入手段を通じた借入金の総額は、PPP プロジェクト契約に規定する借入金の総額を超えないこととする。

2. 契約締結日から 12 ヶ月以内に、投資家及び PPP プロジェクト企業は、資金調達を完了しなければならない；投資方針決定が国会又は政府首相の権限に属しているプロジェクトについては、当該期限を延長することはできるが、18 ヶ月を超えない。

3. 投資家及び PPP プロジェクト企業が本条第 2 項に規定する期限に従って資金調達ができない場合における処理方法は、入札募集書類に規定されなければならない。

第 77 条. 自己資本（エクイティ）の提供

1. 投資家は、本法第 70 条及び第 72 条に規定する国家資本金を含まないプロジェクトの投資総額の最低 15%の自己資本（エクイティ）を提供しなければならない。

2. 投資家は、PPP プロジェクト契約において合意した進捗に従って、自己資本（エクイティ）を提供しなければならない。

第 78 条. PPP プロジェクト企業の社債発行

1. PPP プロジェクト企業は、PPP プロジェクト実施資金の調達のため、本法並びに企業及び証券に関する法令の規定に従って、社債を発行し、自ら発行した個人社債を買い戻すことができる；私募転換社債及び私募ワラント債を発行することはできない。

2. 本条第 1 項の規定に従った社債の発行は、以下の各々の条件を満たさなければならない：

a) 社債発行を通じて調達した資金額は、PPP プロジェクト契約において確定された借入金の額を超えない；

b) 社債発行を通じて調達した資金は、PPP プロジェクト契約に従ったプロジェクト実施目的以外のその他のいかなる目的のために、又は企業の各々の債務の再編成のために、使用することはできない。

c) PPP プロジェクト企業は、社債の購入代金を受け取るためのエスクロー口座を開設しなければならない。社債発行からの資金の支払いは、本項 b 号の規定に従って実施する。

3. PPP プロジェクト企業の活動期間が 1 年未満の場合、本条第 1 項の規定に従って社

債を発行する時は、企業に関する法令の規定に従った監査を受けた（社債）発行年の前年の財政報告の条件は免除される。

4. 政府は、本条の詳細を規定する。

第7章 投資優遇及び投資保証

第79条. 投資優遇

投資家及びPPPプロジェクト企業は、税制、土地及び投資に関する法令の規定、並びに関連する法令のその他の規定に従って、税制、土地使用料及び土地賃貸料に関する各々の優遇並びにその他の各々の優遇を享受することができる。

第80条. 投資保証

1. 投資家及びPPPプロジェクト企業は、本法及び投資に関する法令の規定に従って、各々の投資保証を享受することができる。

2. 土地アクセス権、土地及びその他の公共資産の利用権に関する保証は、以下のとおり規定される：

a) PPPプロジェクト企業は、土地に関する法令並びに公共資産の管理及び利用に関する法令の規定に従って、PPPプロジェクト契約を履行するために、国家から土地を割り当てられるとともに、土地の賃貸又はその他の公共資産の利用許可を得る；

b) プロジェクトのための土地利用目的は、貸し手（レンダー）が本法第53条の規定に従った権利を履行する場合においても、契約履行期間の全体において変更されないことを保証する。

3. 公共の製品／サービスの提供保証は、以下のとおり規定される：

a) PPPプロジェクト企業は、法令の規定に従ってプロジェクトを実施するため、公共施設及びその他の補助施設を利用することが出来る；

b) 公共サービスの欠乏又は公共施設を利用することができる対象に関する制限がある場合、PPPプロジェクト企業は、プロジェクトの実施のために、公共サービスの提供又は公共施設の利用権の発給を優先することが出来る；

c) 権限を有する機関は、公共サービス及び公共施設の利用を優先することができるようにするため、PPPプロジェクト企業が必要な手続きを実施することを支援する責務を有する。

4. 資産抵当権、並びに施設／インフラシステムの運営権の保証は、以下のとおり規定される：

a) PPPプロジェクト企業は、土地に関する法令及び民事に関する法令の規定に従って、資産、並びに土地利用権及び施設／インフラシステムの運営権を、貸し手（レンダー）に対して抵当に入れることができる。抵当期間は、契約においてその他の合意がある場合を除き、契約期限を越えない；

b) 資産、並びに施設／インフラシステムの運営権の抵当に係る合意は、貸し手（レンダ一）及び各々の契約締結当事者との間で、締結文書として立案されなければならない；

c) 資産、並びに施設／インフラシステムの運営権の抵当は、プロジェクトの目的、規模、技術標準及び進捗、並びに契約において合意された各々の条件に影響を与えることはできない。

5. 契約締結機関及び権限を有する機関は、PPP プロジェクトを実施展開する場所の地域の行政機関と協業して、PPP プロジェクトの実施展開過程における PPP プロジェクト企業及び請負業者の従業員及び資産に関する安全保障、秩序及び安全を保証する責務を有する。

第 81 条. 重要 PPP プロジェクトに対する外貨（収支）バランス保証

1. 政府は、投資方針の決定が国会又は政府首相の権限に属するプロジェクトに対して、外国為替管理政策及びそれぞれの段階における外貨（収支）バランス能力を根拠として、外貨（収支）バランス保証メカニズムの適用を決定する。

2. 本条第 1 項に規定するプロジェクトを実施する PPP プロジェクト企業が、通常取引、資金取引及びその他の各々の取引の需要、又は外国為替管理に関する法令の規定に従った資金、利益及び投資清算に係る各々の項目に関する海外への送金に関する需要を満たすため、外貨を購入する権利を行使したが、市場が PPP プロジェクト企業の合法的な外貨の需要を満たすことが出来ない場合、ベトナムドンでの支出を差し引いた後、プロジェクトの営業収益の 30%を超えない（範囲で）ベトナムドン貨幣での外貨（収支）バランスが保証される。

第 82 条. 営業収益の増加及び減少分の配分メカニズム

1. 実質の営業収益が PPP プロジェクト契約の財政方策における営業収益水準の 125% 以上より高く達した（上回った）時、投資家及び PPP プロジェクト企業は、実際の営業収益と財政スキームにおける営業収益水準の 125%との差額分について、50%を国家と分配する。営業収益の増加分の分配は、本法第 50 条、第 51 条及び第 65 条の各々の規定に従って、公共の製品／サービスの価格・料金水準の調整、並びに PPP プロジェクト契約期限の調整がなされた後に適用され、国家会計検査院による営業収益の増加分の監査の実施がなされる。

2. 実際の営業収益が PPP プロジェクト契約の財政方策における営業収益水準の 75% 以下より低く達した（下回った）時、国家は、実際の営業収益と財政スキームにおける営業収益水準の 75%との差額分について、50%を投資家及び PPP プロジェクト企業と分配する。営業収益の減少分の分配は、以下の各々の条件を満たすときに適用される：

a) プロジェクトが BOT 契約、BTO 契約及び BOO 契約の種類を適用する；

b) マスタープラン、政策又は関連法令の変更により、営業収益が減少する；

c) 本法第 50 条、第 51 条及び第 65 条の各々の規定に従って、公共の製品／サービスの価格・料金水準の調整、並びに PPP プロジェクト契約期限の調整に係る措置を十分に実施したが、最低営業収益水準である 75%を確保できなかった；

d) 国家会計検査院による営業収益の減少分の監査の実施がなされた。

3. 本条第2項に規定する営業収益の減少分の配分メカニズムは、投資方針決定において確定されなければならない。営業収益の減少分の配分メカニズムの処理費用は、国会、政府首相、大臣、並びに中央機関又はその他の機関の長により投資方針が決定されたプロジェクトに対しては中央予算の予備費から、又は、(地方政府の)省レベルの人民評議会により投資方針が決定されたプロジェクトに対しては地方予算の予備費から利用される。

4. 定期的に毎年、PPP プロジェクト契約における各々の当事者は、実質の営業収益を確定し、権限を有する財政機関が営業収益の増加及び減少分の配分メカニズムを実施するよう、(当該機関に)送付する。営業収益の増加及び減少分を分配する時の予算歳入及び歳出決算は、国家予算に関する法令に従って実施される。

5. 政府は、本条の詳細を規定する。

第8章

PPP方式による投資活動の検査、調査、国家監査及び監督

第1節

PPP方式による投資活動における検査、調査及び国家監査

第83条. PPP方式による投資活動の検査

1. PPP方式による投資活動の検査は以下を含む：

a) 権限を有する機関のPPP方式による投資活動に関するガイダンスに係る文書を公表すること；

b) 投資準備をすること；投資家選定を実施すること；契約を締結し、履行すること；

c) PPP方式による投資に関連するその他の活動。

2. PPP方式による投資活動の検査は、検査権限を有する機関の規定に従って、定期的に又は不定期に実施される。

第84条. PPP方式による投資活動の調査

1. PPP方式による投資活動の調査とは、調査に関する法令の規定に従った専門分野の調査のことをいう。

2. PPP方式による投資活動の調査は、本法に規定するPPP方式による投資活動における権限を有する機関、契約締結機関、投資家及びPPPプロジェクト企業、並びに関連する機関、組織及び個人に対して実施される。

第 85 条. PPP 方式による投資活動における国家監査

1. 国家監査に関する法令の規定に従って、PPP プロジェクトに参加する公的財務及び公共資産の管理及び利用において、公的財務及び公共資産の管理及び利用並びに関連する各々の活動について監査する。
2. 本法第 82 条の規定に従った営業収益の増加及び減少分の配分メカニズムを実施した時に監査する。
3. 国家に譲渡された時、PPP プロジェクトの資産価値の全てを監査する。

第 2 節

PPP 方式による投資活動の監督

第 86 条. PPP 方式による投資に関する国家管理機関の監督

1. 中央における PPP 方式による投資に関する国家管理機関は、本法第 4 条第 3 項 a 号、b 号及び c 号の各々に規定する PPP プロジェクト、並びに国会及び政府首相が割り当てたその他の各々のプロジェクトの実施規程の監督を実施する。
2. 地方における PPP 方式による投資に関する国家管理機関は、本法第 4 条第 3 項 d 号に規定する PPP プロジェクトの実施規定の監督を実施する。

第 87 条. PPP 方式による投資に関する国家管理機関の監督内容

1. 入札募集書類。
2. 投資家選定の結果。
3. PPP プロジェクト契約を履行すること。
4. 本法第 59 条第 2 項 c 号の規定に従った施設／インフラシステムの品質検査の結果。
5. 本法第 66 条第 2 項の規定に従った公共の製品／サービスの品質評価の結果。
6. 本法第 86 条第 1 項に規定する場合に対する国会及び政府首相、又は本法第 86 条第 2 項に規定する場合に対する（地方政府の）省レベルの人民評議会の要請に従ったその他の各々の内容。

第 88 条. ベトナム祖国戦線及びコミュニティの監督

ベトナム祖国戦線は、ベトナム祖国戦線に関する法令及びコミュニティの投資監督に関する法令の規定に従って、PPP プロジェクト実施地域における監督を実施するとともに、コミュニティによる投資に係る監督を指導する。

第9章

PPP方式による投資における各々の国家管理機関の任務、権限、責務

第89条. 政府及び政府首相の任務、権限

1. 政府は、以下の任務、権限を有する：
 - a) PPP方式による投資に関する国家管理の統一；
 - b) PPP方式による投資に関する法規範文書を、（政府の）権限に従って公布するか、又は、（本法第4条第3項に基づく）分権による権限を有する機関に提出し、（当該機関が）公布する。
 - c) PPP方式の投資の実施に係る検査及び調査を実施する。
2. 政府首相は、以下の任務、権限を有する：
 - a) PPP方式による投資に関する法規範文書を（政府首相の）権限に従って公布する；
 - b) 国会及び政府首相による投資方針の決定権限に属するプロジェクトに対して、PPPプロジェクト契約の終了及び中止を決定する。

第90条. 計画投資省の任務、権限

1. 中央におけるPPP方式による投資に関する国家管理機関の職能を実施し、政府に対して全国におけるPPP方式による投資に関する国家管理を実施する前の責務を負う。
2. PPP方式による投資に関する法規範文書を、（計画投資省の）権限に従って公布するか、又は、（本法第4条第3項に基づく）分権による権限を有する機関に提出し、（当該機関が）公布する。
3. 検査、調査及び監督の権限を有する機関を指導するとともに、共働する；毎年、全国におけるPPPプロジェクトの実施状況を取りまとめ、評価する。
4. PPP方式による投資に関する情報システム及びデータベースを構築し、管理する。
5. 法令の規定に従って、その他の任務、権限を実施する。

第91条. 財政省の任務、権限

1. PPP方式による投資における財政メカニズムに関する法規範文書を、（財政省の）権限に従って公布するか、又は、（本法第4条第3項に基づく）分権による権限を有する機関に提出し、（当該機関が）公布する。
2. 投資方針決定が国会、政府首相、大臣、並びに中央機関及びその他の機関の長の権限に属するプロジェクトに対して、営業収益の増加及び減少分の配分メカニズムの構築及び実施を指導する。
3. 法令の規定に従って、その他の任務、権限を実施する。

第 92 条. 各省庁, 中央機関又はその他の機関の任務, 権限

1. 管理する分野及び範囲における PPP 方式による投資に関する管理及びガイダンスを実施する。
2. 権限に属する PPP プロジェクトに対して, 本法第 94 条に規定する権限を有する機関の責務を実施する。
3. 毎年, 専門領域の管理範囲に属する PPP プロジェクトの実施状況をとりとまとめ, 評価し, 報告する。
4. 法令の規定に従って, その他の任務, 権限を実施する。

第 93 条. (地方政府の) 省レベルの人民委員会の任務, 権限

1. 地方における PPP 方式による投資に関する国家管理機関の職能を実施する。
2. 権限に属する PPP プロジェクトに対して, 本法第 94 条に規定する権限を有する機関の責務を実施し, 投資方針決定が(地方政府の) 省レベルの人民評議会の権限に属するプロジェクトに対して, PPP プロジェクト契約の終了及び中止を決定する。
3. 毎年, 地方の管理範囲に属する PPP プロジェクトの実施状況をとりとまとめ, 評価し, 報告する。
4. PPP プロジェクト企業とともに主導及び協働し, 地方の管理範囲に属する PPP プロジェクトに対する賠償, 土地収用及び再定住を実施する; 省庁, 中央機関又はその他の機関及び PPP プロジェクト企業とともに主導及び協働し, これらの機関の管理範囲に属する PPP プロジェクトに対する賠償, 土地収用及び再定住を実施する
5. 法令の規定に従って, その他の任務, 権限を実施する。

第 94 条. 権限を有する機関の責務

1. 本法に規定する権限に従って, PPP プロジェクトのプレ F/S 報告書及び F/S 報告書の立案を実施し, 投資家選定を実施し, PPP プロジェクト契約の交渉及び締結を行う。
2. PPP 方式による投資及び投資家選定に関する法令又は関連する法令のその他の規定に違反する行為を発見した時, 入札取消, 入札一次停止, 投資家選定結果の否認, 又は入札募集者の各々の決定に対する無効宣言を行う。
3. 本法の規定に従って, 自らの投資方針決定の権限に属するプロジェクトに対して, PPP プロジェクト契約の終了及び中止を決定する。
4. PPP 方式による投資に関する検査, 調査, 監督, 監視, 異議申立ての解決及び違反処理に関する業務を実施するため, 入札募集者及び契約締結機関に書類及び資料の提供を要請する。

5. 法令の規定に従って損害賠償する。
6. 上述の上部機関、検査、調査、監査及び監督機関、並びに PPP 方式による投資に関する国家管理機関の要請に従って、本条の各々の規定の実施を説明する。
7. PPP プロジェクトの情報を公開する；定期的に、自らの権限に属する PPP プロジェクトの実施状況に関して、中央における PPP 方式による投資に関する国家管理機関に報告する。
8. 法令の規定に従って、その他の任務及び権限を実施する。

第 10 章

異議申立て及び紛争解決、並びに違反処理

第 95 条. 投資家選定における異議申立ての解決

1. 自らの合法的な権利及び利益に影響があると考えられる根拠がある時、投資家は以下の各々の権利を有する：
 - a) 本法第 96 条に規定する異議申立ての解決手続きに従って、投資家選定過程及び投資家選定の結果に関する入札募集者及び権限を有する機関に対する異議申立て；
 - b) 民事に関する法令の規定に従った時効の範囲内で、裁判所に訴訟を提起する。
2. 仮に投資家が裁判所に訴訟を提起した場合には、入札募集者及び権限を有する機関は異議申立書の検討及び解決を行わない；本法第 96 条に規定する手続きに従って検討及び解決を行っている場合は、異議申立ての解決を行っている機関は異議申立ての検討及び解決の終了を通知する。

第 96 条. 投資家選定における異議申立ての解決手続き

1. 投資家選定過程における各々の問題に関する異議申立ての解決手続きは、以下のとおり実施される：
 - a) 事案が発生してから投資家選定結果の通知がある時まで、投資家は入札募集者に異議申立書を送付する；
 - b) 入札募集者は、投資家からの異議申立書を受領してから 7 日以内を期限として、投資家に異議申立解決文書を送付しなければならない；
 - c) 入札募集者が異議申立解決文書を発行しない、又は投資家が異議申立解決結果に同意しない場合は、投資家は、回答満了日又は入札募集者からの異議申立解決文書を受領した日から 5 日以内を期限として、権限を有する機関に異議申立書を送付する権利を有する；

d) 権限を有する機関は、投資家からの異議申立書を受領した日から 7 日以内を期限として、異議申立解決文書を発行し、投資家に送付しなければならない。

2. 投資家選定結果に関する異議申立ての解決手続きは、以下のとおり実施される：

a) 投資家は、投資家選定結果の通知を受領した日から 10 日以内を期限として、入札募集者に異議申立書を送付する；

b) 入札募集者は、投資家からの異議申立書を受領した日から 15 日以内を期限として、異議申立解決文書を発行し、投資家に送付する；

c) 入札募集者が異議申立解決文書を発行しない、又は投資家が異議申立解決結果に同意しない場合は、投資家は、回答満了日又は入札募集者からの異議申立解決文書を受領した日から 5 日以内を期限として、権限を有する機関及び異議申立解決諮問評議会の常務機関に対し、同時に異議申立文書を送付する権利を有する；

中央レベルの異議申立解決諮問評議会は、計画投資大臣によって設立される；省庁、中央機関及びその他の機関レベル（の異議申立解決諮問評議会）は、大臣並びに中央機関及びその他の機関の長によって設立される；地方レベル（の異議申立解決諮問評議会）は、（地方政府の）省レベルの人民委員長によって設立される；

d) 異議申立文書を受領した時は、異議申立解決諮問評議会は、投資家からの異議申立書を受領した日から 30 日以内を期限として、異議申立てへの回答方法及び内容に関して検討し、権限を有する機関への報告文書を発行するため、投資家、入札募集者及び各々の関連機関に情報提供を要請する権利を有する；

d) 必要な場合、異議申立解決諮問評議会は、投資家からの異議申立書に基づいて、権限を有する機関に入札の一次停止の検討を要請する。もし同意する場合、異議申立解決諮問評議会の文書を受領した日から 5 日以内を期限として、権限を有する機関は入札一次停止の通知を発行する。入札一次停止文書は、入札一次停止文書が発行されてから 5 日以内を期限として、入札募集者及び投資家に送付されなければならない。入札一次停止期間は、入札募集者が入札一次停止文書を受領した日から権限を有する機関が異議申立解決文書を発行する時までと計算される；

e) 権限を有する機関は、異議申立解決諮問評議会からの文書による意見を受領した日から 10 日以内を期限として、投資家選定に関する異議申立解決決定を公布する。

3. 投資家が、本条に規定する異議申立解決手続きを遵守せずに、権限を有する機関に直接異議申立文書を送付した場合は、異議申立文書は検討及び解決されない。

第 97 条. 紛争解決

1. 権限を有する機関及び契約締結機関と投資家又は PPP プロジェクト企業との間の紛争、並びに PPP プロジェクト企業とプロジェクト実施に参加する各々の経済組織との間の紛争は、協議、和解、仲裁者又は裁判所を通じて解決される。

2. 権限を有する機関及び契約締結機関と国内投資家又は国内投資家によって設立された PPP プロジェクト企業との間の紛争；各々の国内投資家の間の紛争；国内投資家又は国内投資家によって設立された PPP プロジェクト企業と各々のベトナム経済組織との間紛争は、ベトナムの仲裁者又はベトナムの裁判所において解決される。

3. 権限を有する機関及び契約締結機関と外国投資家又は外国投資家によって設立された PPP プロジェクト企業との間の紛争は、契約に従って別途の合意がある場合又はベトナム社会主義共和国が構成員である国際条約において別途の規定がある場合を除き、ベトナムの仲裁者又はベトナムの裁判所において解決される。

4. 外国投資家が少なくとも一者いる各々の投資家間の紛争；投資家又は PPP プロジェクト企業と外国組織又は個人との間の紛争は、以下のいずれかの機関又は組織の一つにおいて解決される：

- a) ベトナムの仲裁；
- b) ベトナムの裁判所；
- c) 外国の仲裁；
- d) 国際仲裁；
- d) 各々の紛争当事者の合意により成立した仲裁。

5. PPP プロジェクト契約及び各々の関連契約における規定に従って仲裁者によって解決された紛争は、貿易紛争である。外国の仲裁者の裁決は、ベトナムにおける外国の仲裁者の裁決の承認及び執行に関して、裁決の規定に従って承認及び執行される。

第 98 条. PPP 方式による投資における違反処理

1. PPP 方式による投資活動への参加禁止は、本法第 10 条に規定する違反行為を有する組織又は個人に対して適用される。

2. 本法の規定及び関連法令のその他の規定の違反行為が発見された時、入札取消、入札一次停止、投資家選定結果の否認、又は権限を有する機関、契約締結機関及び入札募集者の各々の決定に対する無効宣言を行う。

3. 契約または本法の規定及び関連法令のその他の規定の違反行為が発見された時、契約の終了又は中止を行う。

4. 本条第1項、第2項及び第3項に規定する違反処理方法を除き、組織又は個人がPPP方式による投資に関する法令に規定する違反行為を有する場合、違反の特徴及び程度次第で、法令の規定に従って、行政違反の規律及び違反又は刑事責任の追及が処理される。

5. 政府は、本条の詳細を規定する。

第11章 施行条項

第99条. 関連する各々の法律の改正及び補充

1. 法律 No.03/2016/QH14, 法律 No.04/2017/QH14 及び法律 No.40/2019/QH14 に従って幾つかの条項が改正及び補充された入札法 No.43/2013/QH13 の幾つかの条項を以下のとおり改正及び補充する：

a) 第1条第3項を以下のとおり改正及び補充する：

“3. 土地利用を有する投資プロジェクトの実施に係る投資家選定；”；

b) 第3条第2項を以下のとおり改正及び補充する：

“2. 国営企業の通常活動の維持を目指して、生産、運営及び調達活動の継続性を確保するため、原料、燃料、材料、資材、コンサルサービス及び非コンサルサービスを提供する請負業者を選定する場合、企業は、公平性、透明性及び経済効果の目標の確保を根拠として、企業内で統一的に適用するための請負業者選定に関する規定を公布しなければならない。”；

c) 第4条第10項を以下のとおり改正及び補充する：

“10. 「プロジェクト企業」とは、土地利用を有する投資プロジェクトを実施するために投資家によって設立された企業のことをいう。”；

d) 第4条第12項を以下のとおり改正及び補充する：

“12. 「入札」とは、以下の過程のことをいう：コンサルサービス、非コンサルサービス、物品調達及び工事を提供する契約の締結及び履行のための請負業者選定；競争性、公平性、透明性及び経済効果の確保を根拠とした、土地利用を有する投資プロジェクト契約の締結及び履行のための投資家選定。”；

d) 第6条第4項を以下のとおり改正及び補充する：

“4. 入札に参加する投資家は、以下の各々の当事者と法的に独立するとともに、財政的に独立していなければならない：

a) プロジェクト契約を締結する日までの、土地を利用する投資プロジェクトに対する入札コンサル請負業者；

b) 権限を有する国家機関、入札募集者。”；

e) 第 8 条第 1 項 i 号を以下のとおり改正及び補充する：

“i) 土地を利用する投資プロジェクトのリスト；”；

g) 第 15 条第 2 項を以下のとおり改正及び補充する：

“2. 投資に関する法令の規定に従って投資が制限される場合を除き，土地を利用する投資プロジェクト。”；

h) 第 68 条を削除する。

2. 公共投資法 No.39/2019/QH14 の第 40 条第 4 項を以下のとおり改正及び補充する：

“4. 官民パートナーシップ（PPP）方式による投資プロジェクトの F/S 報告書の立案，審査及び決定に係る原則，権限，内容，手順及び手続きは，官民パートナーシップ（PPP）方式による投資に関する法令の規定に従って実施する。”。

3. 法律 No.61/2014/QH13 に従って幾つかの条項が改正及び補充された価格法 No.11/2012/QH13 の第 20 条第 2 項を以下のとおり改正及び補充する：

“2. 各々の価格形成要素が変更する時，適時に価格を調整し，プロジェクト契約に規定されるそれぞれの段階に従って調整される官民パートナーシップ（PPP）方式による投資プロジェクトにおける公共の製品／サービスの個別の価格は調整される。”。

4. 中小企業支援法 No.04/2017/QH14 の幾つかの条項を以下のとおり改正及び補充する：

a) 第 12 条第 2 項を以下のとおり改正及び補充する：

“2. 省庁，省庁レベルの機関，（地方政府の）省レベルの人民委員会は，インキュベーション施設，技術拠点及びコワーキングスペースを設立する。その他の投資及び運営を行う企業及び組織は，インキュベーション施設，技術拠点及びコワーキングスペースを設立することができる。”；

b) 第 13 条第 1 項を以下のとおり改正及び補充する：

“1. 省庁，省庁レベルの機関，（地方政府の）省レベルの人民委員会は，製品サプライチェーンを構築する。その他の投資及び運営を行う企業及び組織は，製品サプライチェーンを構築することができる。”。

5. 法律 No.35/2018/QH14 に従って幾つかの条項が改正及び補充された気象水文法 No.90/2015/QH13 の第 39 条第 2 項を以下のとおり改正及び補充する：

“2. 気象水文に関して設立された公共事業組織は，権限を有する国家機関によって本法及び関連する法令の規定に合致して規定された職能及び任務に従った気象水分サービスを提供する；法令の規定に従った発注または合意を根拠として，その他の組織又は個人の各々の気象水文に係る製品／サービスを開発することができる。

その他の組織又は個人は，本法及び関連法令の規定に従って，気象水文サービスを提供する。”。

6. 法律 No.40/2019/QH14 に従って幾つかの条項が改正及び補充された住宅法 No.65/2014/QH13 の幾つかの条項を以下のとおり改正及び補充する：

a) 第 36 条第 3 項を以下のとおり改正及び補充する：

“3. 国は、再定住させられる人のために賃貸、リース及び販売をするため、承認されたマスタープランに従って、再定住サービスの住居を建設するために、確定された土地の面積において、国家予算資金、国債、債権、公的開発支援資金、各ドナーからの譲許的融資及び国の開発投資信用資金を用いて、直接住宅の投資及び建設を行う。”；

b) 第 53 条第 1 項を以下のとおり改正及び補充する：

“1. 国は、賃貸及びリースをするための規定に従って公共住宅を建設するため、確定された土地の面積において、国家予算資金、国債、債権、公的開発支援資金、各ドナーからの譲許的融資及び国の開発投資信用資金を用いて、公共住宅の投資及び建設を行う。”；

c) 第 40 条第 3 項 b 号及び第 114 条第 1 項 b 号を削除する。

7. 公共資産管理及び利用法 No.15/2017/QH14 の第 30 条第 4 項 c 号及び第 5 項並びに第 51 条第 4 項を削除する。

第 100 条. 施行効力

1. 本法は、2021 年 1 月 1 日から施行の効力を有する。ただし、本法第 101 条第 6 項の規定は除く。

2. 政府及び権限を有する国家管理機関は、法律において割り当てられた各々の条項の詳細を規定する。

第 101 条. 経過措置規定

1. 本法第 4 条第 1 項に規定する分野に属するとともに、本法第 4 条第 2 項に規定する最低投資総額の規模を満たすプロジェクトは、以下のとおり実施される：

a) 本法が効力を有する前に、(本法第 4 条第 3 項に基づく) 分権による権限を有する機関により投資方針が決定された場合、本法の規定に従って、各々の次の段階を実施する。投資方針を調整しなければならない場合、本法第 18 条の規定に従って実施する；

b) 本法が効力を有する前に、(本法第 4 条第 3 項に基づく) 分権による権限を有する機関により F/S 報告書が承認された場合、本法の規定に従って、各々の次の段階を実施する。
(それらの段階においては、) 本法の規定に従ってプロジェクトの承認手続きを再度実施する必要はない；投資家選定がまだ実施されていない場合において、本法第 23 条第 6 項に規定する内容の補充の承認を受けなければならない；

c) 本項 a 号及び b 号に規定する場合に属するプロジェクトに対しては、もし本法第 69 条第 2 項に規定する割合よりも PPP プロジェクトにおける国家資本金の割合が大きい場合には、国家資本金割合の調整をする必要はない。

2. 本法第 4 項第 1 項に規定する分野に属していない又は本法第 4 条第 2 項に規定する最低投資総額の規模を満たしていないプロジェクトであり、本法が効力を有するまでに投資家の予備審査結果が承認されていない又は入札募集書類若しくは予備審査が適用されないプロジェクトに対する要求書類が発行されていない場合、実施を中止する。

3. 投資家選定を実施中の PPP プロジェクトは、以下のとおり実施される：

a) 本法が効力を有する前に投資家の予備審査結果が承認されていない場合、本法の規定に従って実施を継続する；

b) 本法が効力を有する前に入札募集書類又は要求書類が発行されたが、2020 年 12 月 31 日以降に入札募集締切を終了する場合、入札募集者は、承認された投資方針及び F/S 報告書の調整をせずに、本法の規定に従って入札募集書類または要求書類を補充するために入札募集期限を延長する責務を有する；

c) 投資家選定の結果はあるが、本法が効力を有した日以降に契約の交渉及び締結が実施される場合、契約締結機関は、承認された投資方針及び F/S 報告書の調整をせずに、本法の規定に従って投資家選定の結果、入札参加書類、提案書類、入札募集書類又は要求書類を根拠として、契約の交渉及び締結を実施する責務を有する。

4. 本法が効力を有する日以前に締結されたプロジェクト契約は、プロジェクト契約の規定に従って引き続き実施する。

5. 本法が効力を有した日から、建設-譲渡（BT）契約の種類を適用するプロジェクトの経過措置は、以下のように実施される：

a) 入札募集書類又は要求書類が発行されていないプロジェクトは実施を中止する；入札募集書類又は要求書類が発行されている場合、入札募集書類、要求書類、並びに入札募集書類及び要求書類が発行された時点の規定を根拠に、継続して実施する；

b) 本法が効力を有する日以前に投資家選定の結果を有するプロジェクトは、契約締結機関が、投資家選定の結果、入札参加書類、提案書類、入札募集書類、要求書類、並びに入札募集書類及び要求書類が発行された時点の法令の規定を根拠に、契約の交渉及び締結を実施する責務を有する；

c) 本法が効力を有する日以前に契約を締結したプロジェクトは、締結された BT 契約の規定及び契約締結時点における法令の規定に従って、プロジェクトの実施及び展開、並びに支払いを継続して実施する；

d) BT 契約の種類を適用する新規プロジェクトの展開を中止する。

6. BT 契約の種類を適用するプロジェクトが投資方針の承認を得ていない場合、2020 年 8 月 15 日から実施を中止する。

7. 政府は、本条の詳細を規定する。

本法は、2020 年 6 月 18 日、ベトナム社会主義共和国第 14 期第 9 回国会において可決した。

国会議長

署名：グエン・ティ・キム・ガン

国家主席府

No.08/SY-VPCTN

真正な写し

ハノイ、2020 年 6 月 28 日

官房長官代理

副官房長官

(署名)

ファム・タイン・ハー

(注) 法的効力を有するのはベトナム語の法令自体であり、仮和訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。本資料の利用に伴って発生した問題について、一切の責任を負いかねますので、法律上の問題に関してはベトナム語の法令を参照してください。